

菊池川水系河川整備計画
学識者懇談会及び住民説明会
意見集

平成23年9月

菊池川河川事務所

はじめに

菊池川水系河川整備計画の策定にあたり、平成23年3月9日に菊池川水系河川整備計画学識者懇談会を設立し、3月9日、5月13日、6月20日と延べ3回にわたる委員会と、各委員からは、個別に治水、利水、環境、歴史・文化のそれぞれのテーマについて事前に意見交換の場を持って頂き、河川整備計画の内容や事業を進める上で留意することなど貴重な意見を頂きました。

また、流域6会場での地域住民説明会の開催、30箇所の意見箱設置及びホームページでの意見募集など地域住民からの数多くの意見を頂きました。

本資料は、学識者や地域住民から頂いた貴重なご意見について、これから事業を進めるにあたり我々河川技術者が必携とすべき資料集としてとりまとめました。今後とも頂いたご意見を糧として日々の技術研鑽を心がけ技術力の向上に努めていきます。

この資料集は、今回策定する菊池川河川整備計画の事業が完了するまで引き継いで参ります。

最後に菊池川水系河川整備計画学識者懇談会委員長を努めて頂きました下津先生をはじめ委員各位に心より感謝申し上げます。

菊池川河川事務所 職員一同

目 次

学識者懇談会編 1

- ・設立趣旨 2
- ・菊池川学識者懇談会 委員名簿 3
- ・菊池川学識者懇談会 規約 4
- ・菊池川学識者懇談会のこれまでの経緯 5
- ・意見の集約方法(学識者懇談会) 6
- ・河川整備計画(原案)を修正した意見 7
- ・意見(整備計画(案)へ反映されている意見) 8

住民説明会編 29

- ・住民説明会の開催経緯及び意見聴取方法 30
- ・意見の集約方法(住民説明会) 31
- ・河川整備計画(原案)に対する意見 32
- ・住民意見(整備計画全般に関する意見) 33
- ・地元要望に対する回答 35

編会談懇者識学

設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、菊池川水系においては、平成20年3月26日に「菊池川水系河川整備基本方針」が策定されました。

また、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「菊池川学識者懇談会」を設置するものです。

(参考)

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

菊池川学識者懇談会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	分 野	所 属・役 職
いだ たかのり 井田 貴志	公共経済学	熊本県立大学総合管理学部 教授
いまえ せいち 今江 正知	植物生態学	熊本記念植物採集会 名誉会長
おおもと てるのり 大本 照憲	河川環境、危機管理	熊本大学工学部 教授
きむら りろう 木村 理郎	歴史・文化	(元)山鹿市立博物館 館長
さとう ちよし 佐藤 千芳	植物	(有)熊本植物研究所 代表
しもつ まさし 下津 昌司	河川工学	(元)熊本大学工学部 教授
はなたに りょうすけ 花谷 良助	水利	(元)熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事
ばば けいじ 馬場 敬次	漁業	熊本大学 名誉教授
ふじい のりゆき 藤井 法行	魚類(淡水)	(元)阿蘇青峰高校 教諭
わたなべ えいふみ 渡邊 榮文	行政学	熊本県立大学総合管理学部 教授

菊池川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「菊池川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、菊池川水系河川整備計画の案を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を集約することを目的とする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、菊池川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は、河川整備計画(案)の策定までとする。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法について必要な場合は懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年3月9日より施行する。

菊池川学識者懇談会のこれまでの経緯

①第1回 菊池川学識者懇談会平成23年3月9日開催

- ・主な事業個所の視察
- ・菊池川水系河川整備計画(原案)の概要



第1回学識者懇談会



第2回学識者懇談会



第3回学識者懇談会

②第2回 菊池川学識者懇談会平成23年5月9日開催

- ・菊池川水系河川整備計画(原案)説明
- ・委員(事前説明)からの意見
- ・住民説明会等の開催状況及び意見報告
- ・菊池川改修事業における事業再評価について

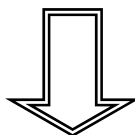
③第3回 菊池川学識者懇談会平成23年6月20日開催

- ・学識懇談会及び住民意見の集約について
- ・学識者懇談会の意見について
- ・住民意見について
- ・菊池川改修事業の再評価について

意見の集約方法(学識者懇談会)

学識者懇談会等でのご意見

河川整備計画(原案)を修正する意見



河川整備計画(原案)を修正

治水

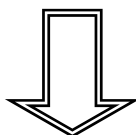
利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

河川整備計画(案)に反映されている意見



意見集としてとりまとめ

※今後の事業推進において活用していく

治水

利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

整備計画(原案)を修正した意見

<利水>

- ①原案P28において、菊池川の水利用は農業用水と発電用水で97%となっているのか。
発電用水は二重に評価されているのではないか。(第2回:委員)
- ②原案P28において、“昔から水源に乏しく地下水により農業が営まれていた”ではなく、“地下水に依存する農業”といった表現が妥当である。(第2回:委員)
- ③原案P28において、“菊池川の水利用は表2.1.1に示す通り水利権量のほとんどが農業用水・発電用水であり・・・”のように明確に書いた方がよい。(第3回:委員)

菊池川水系河川整備計画(原案)	菊池川水系河川整備計画(案)
2. 2. 1河川水の利用 (1)河川水の利用の現状 菊池川の水利用は、ほとんどが農業用水・発電用水であり、全体の約97%を占めています。 農業用水は、中流部の菊鹿盆地や菊池台地地区、下流部の玉名平野地区において主に水稻等に利用されており、かんがい面積は約11,000haに及びます。 特に、菊池台地地区は阿蘇火砕流堆積物等により形成された台地状の土地のため、昔から水源に乏しく地下水により農業が営まれていたことから、安定した水源への転換が求められていました。	2. 2. 1河川水の利用 (1)河川水の利用の現状 菊池川の水利用は、表2.1.1に示す通り水利権量のほとんどが農業用水・発電用水であり、全体の約97%を占めています。 農業用水は、中流部の菊鹿盆地や菊池台地地区、下流部の玉名平野地区において主に水稻等に利用されており、かんがい面積は約11,000haに及びます。 特に、菊池台地地区は阿蘇火砕流堆積物等により形成された台地状の土地のため、地下水(湧水含む)に依存する農業が営まれていたことから、安定した水源への転換が求められていました。

意見(整備計画(案)へ反映されている意見)

【ご意見】

- ①規模が大きな洪水が発生した場合は、人口密集地に対しては被害を抑え、農業被害はある程度はいたし方ないというような考え方もあるのではないか。何を守るかということについての優先順位を決めておく必要がある。また、流域でどのように対応するかという仕組みを住民の方にも理解してもらう必要がある。（委員）
- ②ため池は県内だけでも2,300カ所ぐらいあるので、ため池に防災的な機能を持たせることもやり方によっては可能かと思う。難しい話だと思うが、今後の検討課題にしていきたい。（委員）

【取り組み方針】

今後の検討課題としたいと思います。

【ご意見】

- ①整備計画の目標は、確率年で30年で計画されているが、自然は想定通りにはならないから、例えば100年ぐらいの規模の洪水に対してこの30年の計画がどれだけ有効にきくか住民にも分かるように資料として出してほしい。
また、ソフト対策にからめて説明してほしい。（委員）
- ②遊水地帯を設けて洪水被害を軽減させるなど、昔の人々が自然とうまくつきあってきたことを、今の人たちにもきちんと伝えてほしい。（委員）

【取り組み方針】

住民には、治水事業などの取り組みについて分かりやすい説明を行っていきます。
ハード対策による整備効果と、ハザードマップや川の情報発信等のソフト対策などを区長会等で、積極的に説明していきます。

【ご意見】

- ①河道内の樹林化は、土砂を堆積させることにもなり管理が必要になる。一般の人にも分かるように、樹林化に伴う危険性を具体的な数値で示してはどうか。（委員）

【伐開施工例】



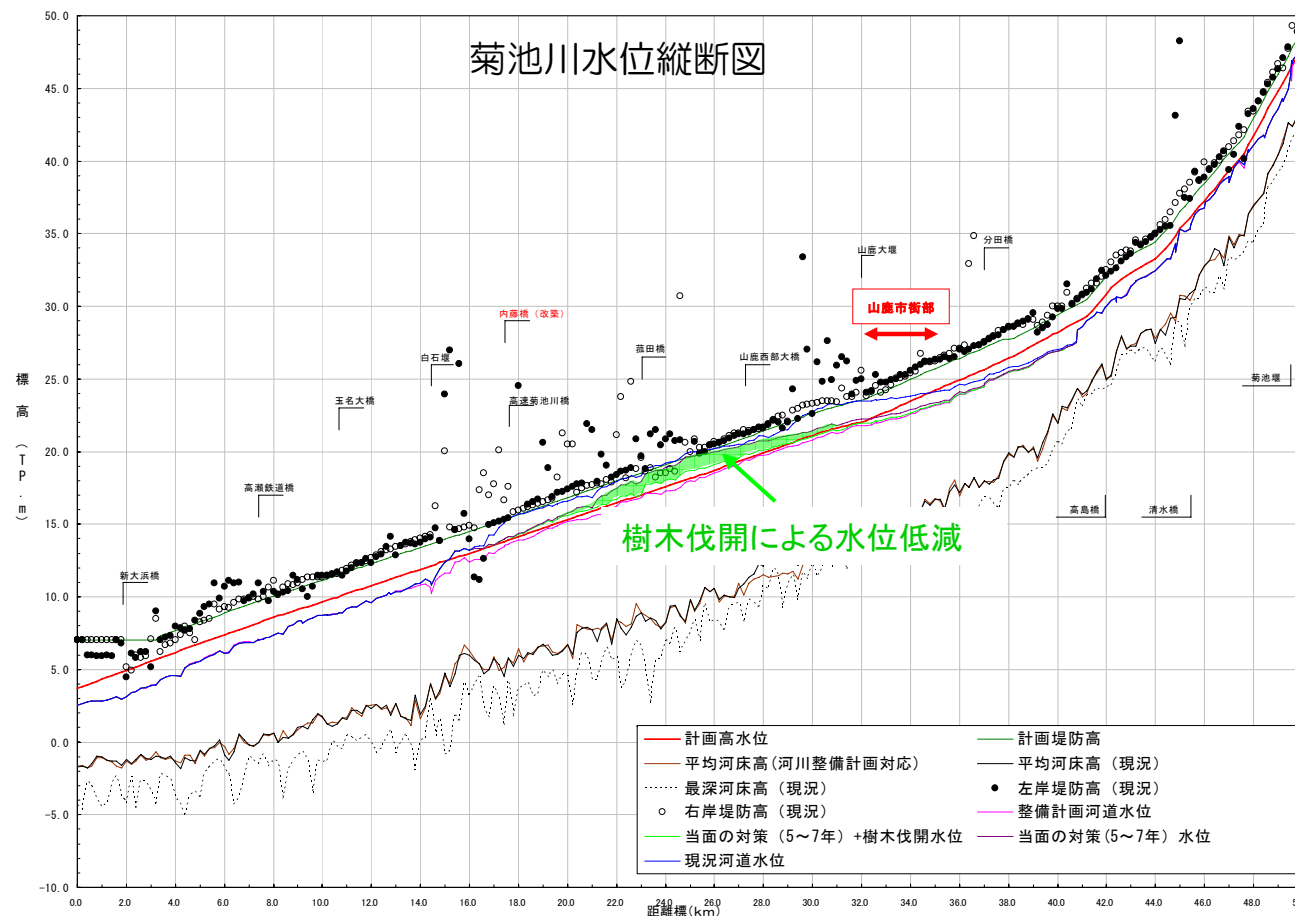
伐開前（平成23年1月）



伐開後（平成23年5月）

【取り組み方針】

河道内の樹林化や土砂堆積により、洪水の疎通能力が低下することを、区長会等を利用して住民の方々に分かりやすく説明していきたいと思います。



【ご意見】

- ①自然再生事業において置砂が流されないような工夫をしていけば良いが、流されることで干潟が上昇し、干拓農地の樋門が開かなくなる場合があるので留意してほしい(委員)

【取り組み方針】

- ・自然再生事業は、昭和40年代から50年代にかけて砂利採取等により低下した河床を再生し、砂浜を復元することを目的としています。
- ・置砂を行うことによる潮位変動は無いことから、ガタ土堆積高の変化は少ないと考えています。
- ・今後置砂を進めるにあたっては、定期的にモニタリングをしていきます。

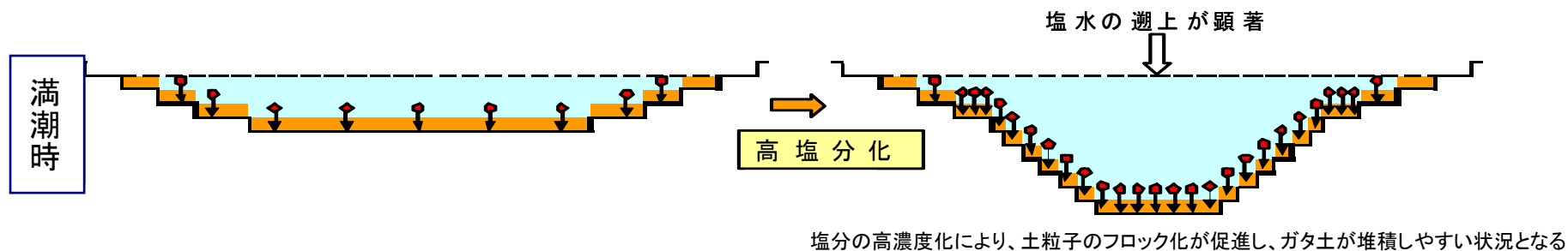
《参考》—ガタ土堆積メカニズム(仮説)—

○ガタ土は海域から上げ潮に乗って河道に遡上し、満潮時に沈降し下げ潮時に再浮上しないものが堆積するものと考えられている。

○河床が低下すると、上げ潮時に塩分化が高濃度化し、流入するガタ土が増えて堆積しやすい状況となる。

【河床低下前】

【現状】



河床が上昇しても潮位は変わらないため、置砂を継続しても現状より高い位置へのガタ土堆積は考え難い

【ご意見】

- ①ソフト対策では、ハザードマップの存在や内容など作成に携わった人だけではなく、広く地域住民の方々に伝わるようにしてほしい。（委員）
- ②ソフト対策では、川から離れたところに住んでいる人達にも、洪水の情報が伝わるようにしてほしい。（委員）
- ③過去の大きな洪水のときの被害状況について、記録を残し、地域住民が常に意識できるような状況にすることが重要である。（委員）

【取り組み方針】

ソフト対策の重要性を痛感しており、いろんな手段を用いながら、関係機関と連携しソフト対策に取り組んでいきます。

ハザードマップの周知

マイハザードマップ作成支援

市町が作成しているハザードマップの周知に加え、詳細な地区毎のハザードマップの作成支援を行っている。



住民への説明

市町で開催される区長全員を対象とした会議や、各種イベントにおいて防災、減災に関する説明を実施している。



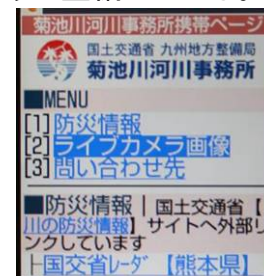
↑ 和水町での説明状況



← 地元イベントに参加し、防災（気象）情報の見方を説明しているところ

雨量、水位、画像の公表

雨量、水位、河川の画像を、ホームページ、携帯電話において見られるように整備している。

↑ ホームページ（パソコン）
← ホームページ（携帯電話）

アラームメールの整備

雨量や水位観測所においてある観測値となった時に、携帯電話へメールにてお知らせするシステムを整備している。好みの設定が可能。

洪水予報の発表

熊本地方気象台において降雨予測、国交省において水位予測を行い、今後の降雨と河川水位状況を「洪水予報」として発表している。NHK等マスコミにも情報伝達を行っている。

【ご意見】

- ①河川の容量は確保し、モニタリング等を行いながら河道内の堆積があれば掘削し、樹木が繁茂した場合は伐採するなど維持管理を適切に行うこと。樹木の管理については、茂りすぎたら間引くなど、里山的な維持管理がよいと思う。（委員）
- ②河川の土砂管理は重要であり、適切に行う必要がある。（委員）
- ③樹林化は、川幅によっては環境にとってもプラスになることもあるが、環境と治水のバランスが重要である。（委員）
- ④本来、川に無い木（植林されたもの）は切っても良いのではないか。（委員）
- ⑤高水敷の掘削を行うことで、高水敷が冠水して樹木が繁茂しにくくなるので、維持管理費の削減にもなり、環境面でもビオトープの空間としてよいのではないか。（委員）

【取り組み方針】

○現状の課題として、河道内への土砂堆積や河岸侵食、樹木の繁茂により、洪水時の河川水位上昇や、河川管理施設等に悪影響を及ぼす恐れがあると理解しています。

- ・ 河道内に堆積した土砂は、定期的な河川巡視や縦横断測量等により堆積状況を把握し、必要に応じて除去します。
- ・ 河岸の侵食は、定期的な河川巡視等により河床変動状況を把握し、必要に応じて対策を実施します。
- ・ 河道内で洪水の流下を妨げている樹木等については、計画的に伐開し、適切に維持管理を実施していきます。



河道内に堆積した土砂（合志川）



樹木の繁茂状況
（菊池川37k付近）



樹木伐開後の様子
（菊池川37k付近）

【ご意見】

- ①河川周辺の里山的な樹林（広葉樹）と菊池川の山林（針葉樹の植樹）は異なり、河川周辺と山地の生物多様性は違うので、樹木伐開では里山的な部分はできるだけ保全してほしい。
（委員）
- ②治水上、掘削や樹木伐開が必要なところは仕方がないが、河畔林は虫も鳥も住めるので、樹木伐開にあたっては出来る限り配慮してもらいたい。（委員）
- ③治水上、伐開が必要なものを除いて、川より高い位置（計画高水位以上）にある樹木には、重要種が営巣している場合がある。そういった生物に配慮して欲しい。（委員）

【取り組み方針】

樹木伐開の実施にあたっては、鳥が営巣している河畔林や山付林など自然環境に配慮しながら、可能な範囲で保全していきます。

また、樹木伐開は段階的に実施することにより生物の生息環境を急激に改変させないように配慮します。

【ご意見】

- ①緩勾配の掘削を行うことで、除々に浸水し、水が引いていく。このことは生物にとって重要なことで、生息環境を広げる可能性がある。生物の生息状況を見てほしい。
(委員)
- ②緩勾配の掘削を行うことで、土砂が動きやすい環境をつくり出すという視点からも重要である。土砂の動きは水のように早くなく、底質の面では、劣化現象が起きている可能性が高く、特に下流域は海の影響（ガタ土）もあるが、土砂が劣化しており底質の変化も良く見ておいてほしい。（委員）

【取り組み方針】

環境調査、河川の定期縦横断測量、航空レーザ測量などを用いて定期的にモニタリングを実施していきます。また、モニタリング結果を踏まえて河川整備に活かしていきます。

また、菊池川河川事務所では、河道内の掘削について九州地方整備局に設置されている九州河道管理研究会の重要な議題として、学識経験者、国土技術政策総合研究所の方々にも議論して頂いています。今後も技術の向上を図りながら取り組んでいきます。

【ご意見】

- ①河道掘削を緩勾配とすることで水分条件が連続的に変化するので多様性は高まるだろう。しかし、湿り方の変化が急であるほうが生物にとってよい場合もある。斜めに掘削することで、そのような生物の生息環境全体がなくなってしまう場合もあるので、全体的なバランスを考えながら、めり張りのある掘削を行ってほしい。（委員）
- ②低水路というのは安定的に平水時に水が流れ、河道の安定性にとっても非常にプラスに働くとされてるが、もともと低水路、高水敷の枠組みは自然には無い。河道掘削では、その低水路と高水敷を一気に変えるということは難しいので、試行錯誤的に、どのような整備が良いのかを考えてほしい。（委員）
- ③今までの河川整備は低水部と高水部で分けすぎている。自然に水域ができるようなことをしてもらいたい。（委員）

【取り組み方針】

これまでは、画一的な整備を行ってきたが、今後は現場を見ながら、菊池川（箇所毎）に適した掘削の方法を考えていきたいと思います。（参考資料①）

【ご意見】

高水敷などの平らな部分は、自然の川が自らつくる部分もあり、自然に見習うことがあって良い。平らな部分もその場に応じて生物の多様性に役に立っている場合があるので、掘削する場合は場所に応じて実施してほしい。（委員）

【取り組み方針】

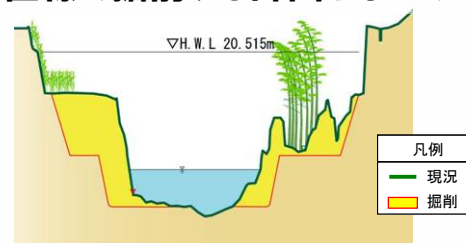
現場の状況を考慮して、菊池川に適した掘削方法を考える中で、平らな部分を保全するなど取り組んでいきます。（参考資料①）

【配慮事項】

- ・現状の河床に配慮しつつ、極力地形を改変しない掘削形状とし、現況の河床を維持する。
- ・緩勾配の掘削形状とし、起伏をつけることで植物の多様性を促す。

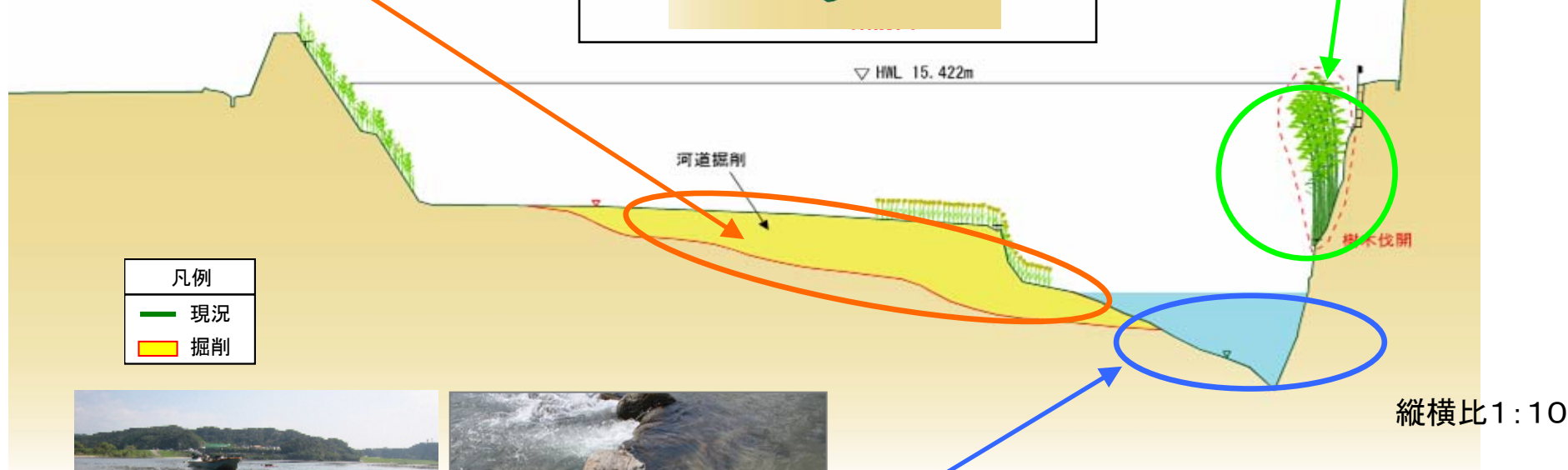
■従来の計画断面(定規断面)

- ・掘削断面は高水敷～河床まで、画一的に直線で掘削する計画となっていた。



【配慮事項】

- ・淵との連続性が見られる河畔林・山付き林は極力伐採せずに保全する。
- ・段階的に伐開していくことで、生物の生息状況を勘案しながら、消失する区間の急激な環境の変化を回避する。



【配慮事項】

- ・アユの産卵場として利用される瀬や魚類の生息場となる淵に配慮し、基本的に掘削しない。
- ・平常時の流れに変化をもたせるため、例えばいしぐろや低水水制などを試行的に実施。

【ご意見】

- ①環境や歴史に配慮した場合、治水事業に支障がくると地域の生命・財産を守ることが出来ないこととなる。どちらを優先するか考慮する必要があるのではないか。（委員）

【取り組み方針】

地域の生命、財産を守ることが一番優先と考えています。なお河川内に文化財がある場合は、事前に関係機関との協議を重ね治水事業の進捗に支障を来さないように事業を進めていきます。また、環境面でも瀬・淵等を調査し、できるだけ河床をさわらないように配慮し、どうしても掘削が必要なところでも瀬や淵を残し現在の河床を大幅に改変しないように配慮しながら河川整備を進めていきます。

【ご意見】

- ①国土交通省では、河川水辺の国勢調査などの貴重な調査を実施している。そのような資料は、広く活用してほしい。（委員）

【取り組み方針】

- ・ 定期的実施している河川水辺の国勢調査については、経年的な変化を確認する貴重な資料であり、河川整備を行う上で生物への配慮など今後も広く活用していきます。
- ・ なお、調査結果についてはインターネットで公表しており、一般の方の利用も可能となっています。
- ・ また、調査で作製した生物の標本等については、子供達の環境学習の教材として活用しています。

【ご意見】

- ①川の流れは直線的に流すのではなくて、洪水時に魚などの逃げ場（シェルター）のようなところを積極的に造ってほしい。（委員）
- ②古くから自然の力で川がつくられてきたことになって、川づくりをすべきと思うが、迫間川の袈裟尾橋上流に立派な淵などの良好な環境が残っている箇所は保全してほしい。（委員）
- ③川には水を浄化する作用があるので、本来なら自然のままがよいが、河川生態系に配慮して河川整備を行ってほしい。（委員）

【取り組み方針】

事業をするにあたっては、極力、瀬や淵を残し、掘削が必要なところでも現在の河床を大幅に改変しないように、河川生態系に配慮して河川整備を実施していきます。（参考資料②）

【配慮事項】

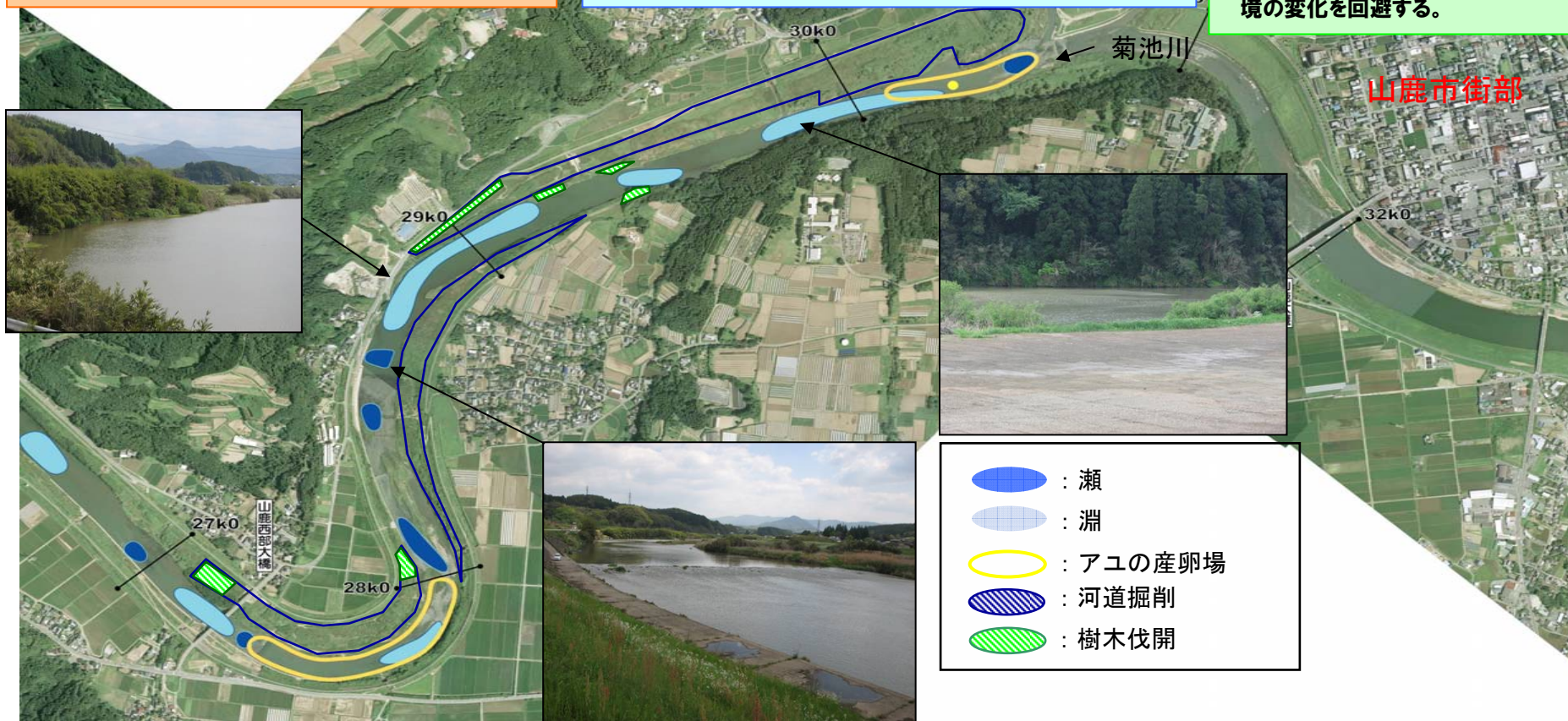
- ・現状の河床に配慮しつつ、極力地形を改変しない掘削形状とし、現況の河床を維持する。
- ・緩勾配の掘削形状とし、起伏をつけることで植物の多様性を促す。

【配慮事項】

- ・アユの産卵場として利用される瀬や魚類の生息場となる淵に配慮し、基本的に掘削しない。
- ・平常時の流れに変化をもたせるため、いしぐろや低水水制などを試行的に実施。

【配慮事項】

- ・淵との連続性が見られる河畔林・山付き林は極力伐採せずに保全する。
- ・段階的に伐開していくことで、生物の生息状況を勘案しながら、消失する区間の急激な環境の変化を回避する。



【ご意見】

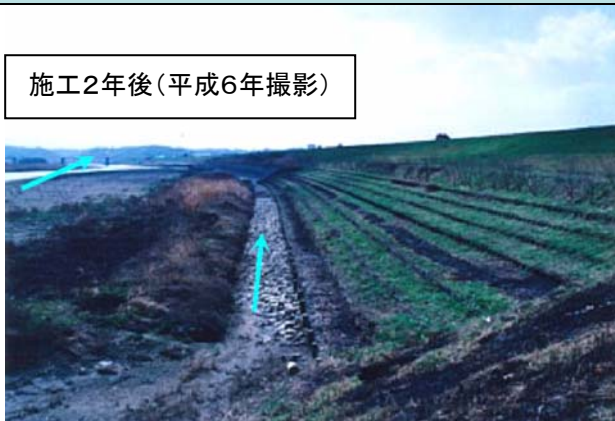
- ①最近の河川改修では、多自然の要素が少なくなっている。水際が単調にならないように、大きな入り江などをつくるなど、水際が変化に富んでいたほうが良い（委員）

【取り組み方針】

菊池川では多自然川づくりを基本に、瀬や淵など現地状況に配慮した整備を実施しています。今後も更に技術の研鑽を進めていきます。

平成4年度多自然川づくり事例：菊池川両迫間地区（右岸11/400付近）

施工2年後（平成6年撮影）

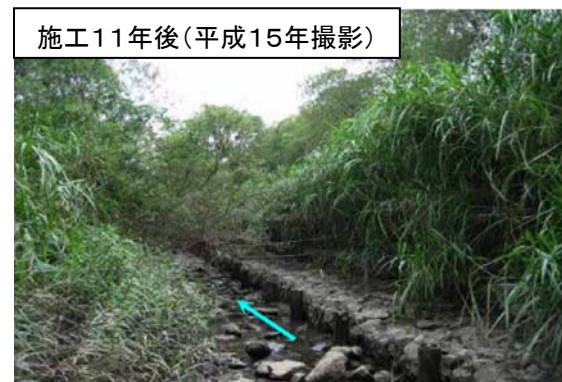


《整備内容》：低水護岸工（フトン籠工）〈災害復旧〉
《多自然川づくり内容》：植栽、水際の杵工・捨石

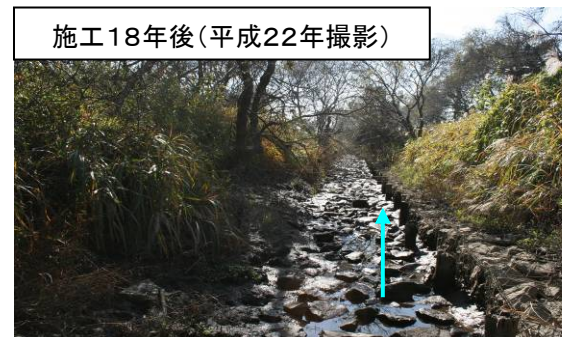
〔現在の状況〕

- ・水際にヨシや植栽したヤナギが繁茂し、水際から連続したエコトーンが形成されている。
- ・満潮時に冠水する水路部は、ベンケイガニの生息場となっている。

施工11年後（平成15年撮影）



施工18年後（平成22年撮影）



【ご意見】

- ①河川整備では歴史的遺構などに極力配慮してもらいたい。（委員）
- ②藩政時代の石積み護岸が過去の整備で見えない状態にあり、歴史的な遺産として石積み護岸などに配慮した整備を続けてほしい。（委員）

【取り組み方針】

- ・歴史的遺構については、文化財保護法の手続きに基づき保護・保全していきます。
- ・菊池川では、主に俵ころがし、ハゼ並木（ともに玉名市）など歴史的景観があり、景観に配慮した川づくりを行っています。
- ・今後玉名市大浜地区（菊池川左岸2k450～3k650）では、築堤予定箇所に石積水制群（石はね）が21箇所あり、保全に努めていきます。

既存の石積水制



大浜地区の石はね



【ご意見】

- ①河川整備を行う時は、計画段階から専門家に相談するシステムづくりを、国、県で連携して進めてもらいたい。（委員）
- ②住民の方からは社会学的合理性を求め、専門家は工学的合理性を求めている。長期の視点でバランスがとれているか検証できないので、試行錯誤しながら協議して調和をとることになる。専門外の人が発言することも重要である。（委員）

【取り組み方針】

- ①今後とも河川整備を進めるにあたり、必要に応じて専門の学識者・有識者からご意見を伺います。また、個別事業についても、専門の学識者・有識者のご意見を伺いながら進めていきます。
- ②住民参加による地域と連携した川づくりを進めていきます。



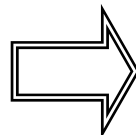
地域住民との川づくり意見交換会

住民説明会編

意見の集約方法(住民説明会)

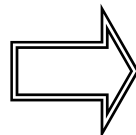
住民からのご意見

河川整備計画(原案)を修正する意見



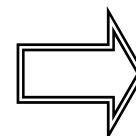
住民説明会等における意見については、大半が地域の要望意見等でした。また、整備計画に対する意見についても、既に整備計画(原案)に反映されている意見でした。このため、整備計画(原案)の修正はありませんでした。

河川整備計画(原案)に対する意見
(反映されている意見)



整備計画に対する意見として記録する。

地元要望等



治水

利水

環境

歴史・文化

4項目に分類

河川整備計画（原案）に対する意見

【治水】

- ①（洪水時は障害となる樹木については）大変不安であるため、樹木伐開は進めてもらいたい。

【取り組み方針】

計画的に樹木伐開を実施していきます。

- ②竹林は伐採しても1年で生えてきて、2、3年で元通りになる。毎年切らないと意味がないのではないか。

【取り組み方針】

伐採時には伐根も実施しています。引き続き、様子を見ながら対応していきます。

- ③整備計画の目標規模は何故、既往2位（昭和57年7月洪水）なのか？今回の地震の例もあるように出来る限り安全度を上げるために、既往1位で対応してほしい。

【取り組み方針】

菊池川水系河川整備基本方針では1/100の確率規模の洪水（平成2年7月洪水と同規模）を整備の目標としています。ただし、当面の目標（河川整備計画）期間は30年程度であり、当面は戦後第2位相当となる洪水（昭和57年7月洪水等と同規模）を目標としています。今後も段階的に安全度を上げていくことにしています。

住民意見(整備計画全般に関する意見)

【環境】

④合志川の汚染が進み、浄化の努力をしているが、なかなか進まない。国で対策ができないか。

【取り組み方針】

菊池川流域の水質は近年環境基準を満足し、概ね良好な状況で推移しています。

今後、更に改善できるよう引き続き関係自治体やNPO・地域住民と協力して取り組んでいきます。

⑤コンクリートの護岸ブロックについては、魚がとまれる(休憩できる)ような凹凸のある石垣に変えてほしい。

【取り組み方針】

今後行う事業については、多自然施工などを実施していくことを基本として整備を進めていきます。

⑥防災と生活用水と景観と観光資源が共存することを普段から望んでいる。菊池川では近寄りやすいところ、近寄りにくい箇所がある。1人でも多くの人々が菊池川に来てもらって、何とか地域の観光資源につながるような流域になってほしい。

【取り組み方針】

今後も防災、河川利用、環境の折合いを図りつつ、地域の方々の意見も取り入れて事業を行っていきます。

住民意見(整備計画全般に関する意見)

【環境】

- ⑦子供にとって川は危険なところとされている。川に親しむために、試行的にアドバイザーを導入してはどうか。住民の理解も深まる。

【取り組み方針】

子供達に川を安全に使ってもらうために、インストラクターなどにより、川の使い方や遊び方を教える取り組みを行っており、今後も継続していきます。この取り組みは地域の誰でも参加できる取り組みですので、是非、流域全体で取り組みたいと思いますので積極的に参加して下さい。また、小学校高学年を対象に流域体験学習や川の水質調査など子供達と活動する場を提供し、川の大切さを感じてもらっています。この取り組みも継続して実施していきます。

- ⑧河川の改修工事等により従来生存していた魚などの生物の住み場が失われていると言われている。

環境に優しい、自然に優しい改修工事をお願いしたい。

【取り組み方針】

菊池川では多自然川づくりを基本に、瀬や淵など現地状況に配慮した整備を実施しています。

【歴史・文化】

- ⑨原案パンフレットには環境、歴史・文化についても、大きく記載してあるが、予算的にできないことも感じられる。

【取り組み方針】

治水事業は地域の生命・財産を守るために必要な事業であり、治水対策を進めるにあたり、環境、歴史・文化についても配慮しながら進めることを基本としています。

地元要望に対する回答

住民意見概要一覧表

大分類	番号	意見・課題	回答(整備計画原案より)	該当意見
治水	治-1	整備計画の目標規模は、既往2位の洪水が目標でよいのか。	P52「3.4洪水による災害発生の防止または軽減に関する目標」	2-121
	治-2	国・県・市が連携して河川整備や維持管理に取り組んでほしい。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」(堤防の除草にあたっては・・)	2-19,2-33,2-112,2-116,3-28
	治-3	河川の上下流のバランスを考えた整備を行ってほしい。	P53「上流部の改修による洪水時の流量増によって被害を増大させないように留意して整備を進める」 P55「4.1河川整備の実施に関する基本的な考え方」	2-135,2-151、3-14,
	治-4	堤防整備、堤外地における堆積土砂の除去、植生の除草・草本の伐採など、大水対策を早急に行ってほしい。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」、P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	2-1,2-14,2-16,2-22,2-23,2-24,2-25,2-27,2-29,2-30,2-32,2-35,2-40,2-41、2-49,2-50,2-51,2-53,2-57,2-59、2-62,2-63,2-66,2-74,2-77,2-80,2-86,2-108,2-110,2-113、2-115,2-118,2-119,2-122,2-123,2-125,2-128,3-2,3-13,3-15,3-16,3-17,3-23
	治-5	橋梁や堰など、河川の流下阻害になるものの改修を早急に行ってほしい。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	2-17,2-18,2-34,2-37,2-42,2-46,2-47,2-55,2-58,2-82,2-85,2-109,3-3,3-19
	治-6	ヨシ原における不法投棄対策や防犯対策とその仕組みづくりに取り組んでほしい。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P81「4.3.3(4)河川に投入・放棄されるゴミ等の対策」	2-79,2-93,2-98,2-158,2-159
	治-7	事業期間を明確にし、整備(堤防、内水)が遅れている箇所は早急に対応してほしい。	P53「3.4.2洪水はん濫対策に関する目標」 P55「4.1.1洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	2-2,2-3,2-10,2-20、2-21,2-61,2-94,2-99,2-117
	治-8	排水ポンプ車の導入や堰及び樋門樋管操作の自動化など、内水対策の向上を図ってほしい。	P58「4.2.1(4)内水対策」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P75「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	2-5,2-31,2-36,2-45,3-18
	治-9	流域の乱開発の対策も行うべきである。	P68「4.2.2(3)②竜門ダムを活かした水源地域の活性化」	2-133
	治-10	高水敷除草の焼却処分をしたいが。すす、引火に対する懸念等クレームがあるので、除草の処分について対策を考えてほしい。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	2-8,2-52,2-65,2-71
	治-11	堤防道路を生活道路として利用したいので、拡幅して往来しやすいようにしてほしい。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」(土地利用計画や都市計画との調整)	2-6,2-38,2-48,2-56,2-88,2-114,2-139
	治-12	高水敷や水面利用の迷惑・危険行為(水上バイク、モトクロス、ゴルフ練習等)をなくしてほしい。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	2-9,2-15,2-28,2-100,2-101,2-106,2-161
	治-13	竜門ダムの耐震性はどれくらいあるのか。	P74「4.3.1(3)④地震の巡視、⑤河川管理施設等の災害復旧」	2-111
	治-14	堤防及び護岸については安全性を確保しているのか。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	2-13,2-72,2-78,2-124,3-22
	治-15	洪水時の避難に関する情報はどのように取得し、避難の判断はどのように行なうべきなのか。	P54「3.4.7ソフト対策に関する目標」 P76「4.3.1(5)河川情報の収集・提供」、P77「4.3.1(6)防災意識の向上と災害に強い地域づくりの推進」	2-44,2-90,3-25

住民意見概要一覧表

大分類	番号	意見・課題	回答(整備計画原案より)	該当意見
利水	利-1	河川において、通常時は生物にとっても農業にとってももっと多くの水が流れるべきである。	P54「3.5河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」 P56「4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」 P78「4.3.2(1)河川流量の監視及び取水量等の把握、水利使用者との情報連絡体制の構築」	2-143,3-27
	利-2	部分的な土砂堆積により、河川からの水を取水できない状態にある。	P54「3.5河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」 P56「4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」 P78「4.3.2(1)河川流量の監視及び取水量等の把握、水利使用者との情報連絡体制の構築」	2-60,2-75,2-95
	利-3	堰管理の附帯施設を利用しやすいように整備してほしい。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P75「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	2-92
環境	環-1	「多自然川づくり」に配慮してほしい。	P56「4.1.3河川環境の整備と保全」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」	2-126,2-138,3-4,3-5,3-6,3-10,3-11
	環-2	掘削土砂を利用した自然再生を行ってほしい。	P56「4.1.4河川整備の実施に関する総合的な考え方」	2-43,2-127,2-134,2-140
	環-3	水質悪化、シジミやホタルの減少、瀬の減少など、河川環境が悪化している。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」 P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	2-81,2-84,2-96,2-130,2-134,2-131,2-156,3-9,3-20,3-21,3-24
	環-4	桜などの植樹、散策、川のぼり、トレッキング、観光資源の活用等、河川利用の促進に配慮した整備を行ってほしい。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	2-7,2-39,2-54,2-97,2-129,2-141,2-145,2-146,2-147,2-148,2-149,2-150,2-160,3-26
	環-5	高水敷の施設整備(整地、トイレ、ベンチの設置等)を促進してほしい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	2-4,2-12,2-26,2-70,2-83,2-104,2-105,2-142,2-144,2-153,2-155,3-1,3-12,3-
	環-6	高水敷利用における除草、排水等の維持管理を行ってほしい。	P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」 P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」(堤防の除草にあたっては・・・)	2-64,2-87,2-91,2-152,3-7
	環-7	子供が河川について学べる環境を整えてほしい。	P79「4.3.3(1)河川環境の調査と学習」 P82「5.1河川愛護の推進」	2-157
歴史・文化	歴-1	加藤清正などの遺跡や、記念碑の保全を図ってほしい。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	2-136
	歴-2	昔、親しんだ公園の復元を行ってほしい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」(多様な河川利用者のニーズを反映した整備を地域住民と協働で行っていく)	2-137
	歴-3	保全・継承に関する取り組みについても補助金制度をつくってほしい。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P82「5.2住民参加と地域との連携による川づくり」	2-73

住民意見概要一覧表

大分類	番号	意見・課題	回答(整備計画原案より)	該当意見
その他	他-1	河川本来の機能を追求しながら計画と融合させた整備を考えてほしい。	P49「3.1河川整備計画の基本理念」	2-69,2-132
	他-2	懇談会、説明会以外での意見、要望についてはどのように把握するのか。	P82「住民等と協働による河川の総合的な管理」	2-67,2-68
	他-3	学識者懇談会、住民説明会等の意見、対応の報告、啓発はどのように行うのか。	P82「住民等と協働による河川の総合的な管理」	2-102,2-103,2-107,3-8,
	他-4	県管理区間と国の管理区間を見直してほしい。		2-11
	他-5	河川周辺の環境が良くない(日当たりが悪い)		2-76
	他-6	河川に関する相談窓口はどこになるのか。		2-120,2-154,2-162

地元要望に対する回答

～和水町沿川区長～

和水町沿川区長(H23.3.16)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-1	治水	外水対策	(前原地区)前原区では工事を進めてもらっているが計画の半分くらいの長さで終わっている。今後は工事が続行されるかどうか確認したい。	洪水期間中(梅雨から台風時期)は実施できないので期間は数ヶ月空きます。今後も工事は実施していきます。	P53「3.4.2洪水はん濫対策に関する目標」 P55「4.1.1洪水・高潮等による災害の発生防止または軽減」	治-7
2-2	治水	外水・内水対策	毎年、家の下まで菊池川の水が押し寄せてくるものの、堤防工事もSTOPしたまま。 15年程前より、何度も町にも相談しましたが、「建設省の管轄で…」 「予算の問題で…」このような回答で何も進みません。梅雨の大雨時期、川に近い家では畳を上げたり浸水に備える準備を今でもたびたび行っています。仕事先でも非常に心配で仕事が手に付きません。早急に堤防工事に着手願います。	事業を実施するには、予算や用地の確保が必要です。自治体と調整して、計画的に整備を行っていきます。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-7
2-3	治水	維持管理	草刈作業を町へ相談し10年間で2度程実施されたが、草・流木が大きくなり荒れ放題。河原の流木・草刈を毎年実施願います。	具体的な場所を含め菊池川河川事務所へご相談ください。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-4
2-4	環境	河川利用	(前原地区)現在は近くのグランドが工事中であり2~3年何も利用できない。現在、施工中の前原地区でサイクリングロードや近く施設の方の椅子が通れるような癒しロードのような整備はできないか。筑後川の久留米のような整備がありがたい。	現在施工中の前原地区は盛土の途中であり、完成にはあと数年かかる予定です。今年4月に区長からご意見を伺いました。今後できるもの、できないものを整理し、できる限り実現できるように地区の方や町などと調整していきます。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5
2-5	治水	内水対策	(江栗地区)水害が多い地区であり、現在は排水機場など整備していただいております。感謝している。しかし、江栗第5排水樋管などでは未だに内水で浸水している。	整備した排水機場へ水が集まるよう、水路を整備することでより効果的になると思います。関係機関に情報を提供したいと思います。	P53「3.4.2洪水はん濫対策に関する目標」 P55「4.1.1洪水・高潮等による災害の発生防止または軽減」	治-8

和水町沿川区長(H23.3.16)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-6	治水	維持管理	(江栗地区)県道が狭いので、堤防を道路として利用できないか。	堤防上の道路は本来、河川管理のために使用している道路ですが、一般道路を兼ねた兼用道路となっている箇所もあります。道路管理者である自治体から、一般道路としての必要性及び維持管理を踏まえ、兼用道路として堤防上を利用したいなどのご相談があれば、対応していきたいと思います。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」(土地利用計画や都市計画との調整)	治-11
2-7	環境	河川環境	(江栗地区)堤防に桜を植えたい。	川の水位上昇時や風の影響などにより、植えた木が倒れ、堤防を損傷させる可能性があるため、基本的には堤防に植樹はできません。ただし、治水上必要な堤防断面を確保した上で、堤防幅に余裕のある箇所や背後が山となっている箇所では可能な場合がありますので、ご相談ください。	P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-8	治水	維持管理	(竈門地区)高水敷の地元として刈った後の草はその場で焼却してよいか。通報やすすのクレームがある。NPOで管理を任されている者も勝手に燃やしてよいのか。	日頃より河川美化活動にご尽力頂きありがとうございます。非常に感謝しております。河川内の野焼きについて、地元住民と消防団が協力・連携して実施しているようであり、その際、状況把握のため出張所へ届け出を出して頂くようお願いしております。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-10
2-9	治水	維持管理	川に3年ほど前に役場の人がヨシの種を蒔いたと言っていた。ワラの代わりに利用するためとのことであった。昔は生えていなかったのか、何とかしてほしい。藪でボヤもあった。	川の中では、基本的に種子を蒔いたりはしていません。今後もそのような行為を見かけたら情報提供して下さい。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-12
2-10	治水	外水対策	(大江田地区)整備は平成24年で終わるのか。	用地の問題があり、土地収用事業認定という形をとりながら進めています。土地所有者には、引き続き事業理解を得られるように調整しており、早期事業完成に努めます。	P53「3.4.2洪水はん濫対策に関する目標」 P55「4.1.1洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-7
2-11	その他		内田川の500mくらいの区間を国管理にできないか。ヤナギが繁茂している。	内田川は県管理区間であり、今回の整備計画では、対象になっていません。	P50「3.2河川整備計画の対象区間」	他-4
2-12	環境	河川利用	高速道路のすぐ下流のところは鍋田の土砂を盛っただけであり、早く整地して使えるようにしてほしい。除草を行ったが、これを燃やすとなると、消防署等関係各所に連絡をしなければならない。	今後地元と調整を図っていきます。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5

和水町沿川区長(H23.3.16)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-13	治水	維持管理	堤防の除草に県と国の除草の時期がずれており、県が早く切れば切ったところだけ余計伸びてくる。見た目も悪い。調整してやってほしい。	河川管理者が行う堤防除草は堤防の安全確認のため、道路管理者が行う道路の除草は利用者の安全のためと目的が異なるため、除草時期が異なっています。今後は、道路管理者と調整を図りながら、できる限り同時期に除草を行います。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-14
2-14	治水	維持管理	(長小田地区)高速道路の上流の用水機場(排水機場の300m上流)は掘削するときに壊すのか。	工事に入るまでには調整しお知らせします。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-15	治水	河川空間の監視	白石堰の湛水域の利用では、水上バイク等の事故が起きたりしている。	関係機関に情報を提供し、安全な利用を周知する方法を考えていきます。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-12
2-16	治水	維持管理	樹木伐採は進めてもらってよい。どしどし伐採してもらいたい。	ご協力ありがとうございます。計画的に樹木伐採を行っていきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-4
2-17	治水	外水対策	(大江田)堤防の耐用年数はあるか。	土できており、耐用年数というものは考えなくても良いと考えます。ただし、古いものは強度が弱い箇所があるので、点検を行った上で堤防の状況に応じて補強を行っていきます。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-5
2-18	治水	外水対策	内藤橋の架け替えで橋脚の数が減ると、河川の水位への影響が違うのか。	洪水の疎通が良くなります。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-19	治水	維持管理	(焼米地区)坂田川の合流点のところで下流側の堤防沿いに土砂が溜まって高くなっている。水の流れは細く2mくらい。ゴミも引掛かり、樋管の操作もしにくい。	県管理区間と思われますので、管理者である県の玉名地域振興局に情報を提供します。なお、国管理区間でも、樋管操作の支障となる堆積土砂などは、必要に応じて対応していきたいと思いますので、ご相談下さい。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」、P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-2
2-20	治水	外水対策	(白石地区)白石堰下流左岸の樋管のあたりの整備はどうなっているか。以前、堤防の仮整備ということで用地買収されなかった。地区からもどうなっているのかと言われている。	今回の整備計画では、整備の対象となっておりません。今後必要となった場合は、地元と協議します。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」、P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-7

和水町沿川区長(H23.3.16)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-21	治水	外水対策	(大屋地区)早く堤防を埋めてもらいたい。掘削した土砂で埋めてもらえれば樋管も必要ない。	自治体と相談しています。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」、 P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-7
2-22	治水	外水対策	大雨の時、堤防の裏から水が出てくる(菊池川13k400左岸)	情報提供ありがとうございます。必要性・緊急性に応じて対策を検討したいと思います。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-24	治水	外水対策	水が入ってくる。低い、外水(菊池川15k400~600)	整備計画の中で実施します。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-25	治水	外水対策	完成は?(菊池川16k200左岸)	用地の問題があり、土地収用事業認定という形をとりながら進めています。土地所有者には、引き続き事業理解を得られるように調整しており、早期事業完成に努めます。	P52「3.3河川整備計画の対象期間」	治-4
2-26	環境	河川利用	共有地周辺を整備してほしい。道路は整備されているので利用したい。(菊池川17k400~17k600右岸)	水防資材の置き場として、土を盛ったりブロックを置いたりしています。スペースは広く確保して地域でも利用できるように盛土しているところです。利用に当たっては今後ご相談ください。地元で維持管理の協力をお願いできればと思います。	P67「4.2.2(3)河川空間の利用促進」	環-5
2-27	治水		長小田区揚水場移動?(上流へ)(菊池川18k000右岸)	工事に入るまでには調整し皆さんにお知らせします。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-28	治水	河川空間の監視監視	長小田区では水上スキー場は無い方がよい。	関係機関に情報を提供し、安全な利用を周知する方法を考えていきます。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	治-12
2-29	治水	維持管理	河川敷内の樹木の伐採をしてほしい。(菊池川18k400~18k600右岸)	整備計画の中で実施します。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-4
2-30	治水	維持管理	舟つき場の草刈りをしてほしい。(菊池川21k800右岸)	高水敷の除草は、予算的に実施が難しく、行政だけで管理していくことは非常に難しいので、地元の方々と協力して管理できればと考えています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-4
2-31	治水	内水対策	公民館前の樋門:水害の時、消防で排水作業している。江栗(和水町)のようにできないのか。排水ポンプ車など(菊池川23k000付近菰田橋下流右岸)	状況を調査します。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-8
2-32	治水	外水対策	田を埋め立て(菊池川24k800~25k400左岸大屋区)	自治体と相談しています。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-4
2-33	治水	外水対策	土砂堆積 河口閉塞(坂田川26k2~26k4)	県管理区間とされますので、管理者である県の玉名地域振興局に情報を提供します。なお、国管理区間でも、樋管操作の支障となる堆積土砂などは、必要に応じて対応していきたいと思いますので、ご相談下さい。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-2

地元要望に対する回答

～植木町住民説明（吉松地区）～

植木町住民説明会（吉松）(H23.3.17)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-34	治水	外水対策	平島堰の改築はどんなことをするのか。	現在は固定堰のため、洪水の疎通能力が低い状況です。改築では、堰を撤去して、新たに洪水時には流れの阻害にならないよう、可動式の構造のものを造りたいと考えています。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-35	治水	外水対策	宝田地区35戸くらいの家が低いところがあり抜本的な対策が必要である。(平井地区は、水田は低い、家は高いところにある)	整備計画内で、洪水の疎通能力が上がるよう、平島堰・舟島橋の改築や堆積土砂の撤去等を実施する予定です。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-36	治水	内水対策	佐野橋から平井橋の間で樋管のランプが点滅しているのは、河川水位が高くなり危なくなってきたからか。	河川内の水が逆流しないよう樋管を操作する時にランプが点滅します。また、樋管を閉める場合は、河川の水位が高くなっておりますが、直ちに危険という意味ではありません。ただし、点滅している際は、今後の水位状況に注意をお願いします。	P75「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	治-8
2-37	治水	外水対策	平島堰周辺の農地は良い土地でメロンやスイカの産地になっている。堰の影響で押水により水が吐けない遊水地帯である。生産にも影響があり、平島堰の改築は30年の中でも早急に改築してもらいたい。	整備計画内で、平島堰・舟島橋を改築する予定です。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-38	治水	維持管理	伊知坊橋から平井橋で道幅が狭く離合しにくい。事故が起きたりしており、一方通行などの対応が必要である。	堤防は洪水から地域の安全を確保するためのものであり、道路通行が主目的ではありません。必要があれば自治体と協議し、兼用道路とすることも考えていきます。なお、河川管理上、必要な箇所には、離合箇所を設けているところもあります。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-11
2-39	環境	河川環境	佐野橋付近の中州の堆積土砂を、どちらかの護岸の方に寄せて河川公園みたいに整備できないか。現状は環境上も良くなく何も棲めない。	整備計画内で、土砂撤去の予定です。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」 P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	環-4
2-40	治水	外水対策	一部堤防を整備してもらったが、宝田地区は堤防よりも低いところで逃げ場がない。宝田地区のところで土砂がたまっており早く取って欲しいが、いつ頃やるのか。	整備計画内で、土砂撤去の予定です。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4

植木町住民説明会(吉松)(H23.3.17)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-41	治水	外水対策	山鹿での整備が先行されて、予算がまわってこないのではないか。堆積土砂の撤去は30年来の要望であり、早く進めてほしい。	整備計画内で、土砂撤去の予定です。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-42	治水	外水対策	佐野橋から伊知坊橋の間で、平島堰、山城堰はネックになっていて、無くなれば洪水の流れは良くなるのではないかな。	最大のネック箇所である平島堰・舟島橋は、整備計画内で改築予定です。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-43	環境	自然再生	新聞で掲載されていたが、玉名で河床が下がっていることもあり、自然再生として川を埋めたりされている。合志川の中州の土砂を掘削して使ったらよいのでは。	撤去土砂の有効活用を考えています。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」	環-2
2-44	治水	洪水時の危機管理	数年前に、宝田地区のところで洪水が堤防を僅かに越えたことがある。工場など開発が進んで水の流れ込みが早くなったようである。川の情報や避難の判断は地元で対応するのか。	各市長等から避難勧告などが出されます。なお川の情報は、菊池川河川事務所のホームページや携帯電話等で見るができます。	P54「3.4.7ソフト対策に関する目標」 P76「4.3.1(5)河川情報の収集・提供」、「4.3.1(6)防災意識の向上と災害に強い地域づくりの推進」	治-15
2-45	治水	内水対策	樋管操作は自動か。	基本的には、委託している樋管の操作人が操作を実施します。一部の樋管では、内外水位の状況で動く無動力ゲートも整備しています。	P58「4.2.1(4)内水対策」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P74「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	治-8
2-46	治水	外水対策	舟島橋の架け替えはいつになるか。費用負担や事業実施時期は国が決めるのか市が決めるのか。	整備計画内で舟島橋を改築する予定です。費用負担や事業実施時期については、国と市で協議していきます。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-47	治水	外水対策	平井橋下流は、土砂を取り除いてもすぐに堆積して、堆積した土砂が邪魔になっている。国のほうでリードして早急に架替と土砂撤去をしてもらいたい。	平井橋下流である、平島堰・舟島橋は、整備計画内で改築予定です。	P58「4.2.1(3)橋梁の架替及び堰の改築等」	治-5
2-48	治水	維持管理	堤防の上は道路として使えないか。また、昔あった町道がなくなっている。	堤防上の道路は本来、河川管理のために使用している道路ですが、一般道路を兼ねた兼用道路となっている箇所もあります。道路管理者である自治体から、一般道路としての必要性及び維持管理を踏まえ、兼用道路として堤防上を利用したいなどのご相談があれば、対応していきたいと思います。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-11

植木町住民説明会（吉松）(H23.3.17)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-49	治水	外水対策	平井橋から舟島橋の間の掘削はどういう掘削の仕方をするのか。舟島橋から伊知坊橋と、平井橋から佐野橋の間は全く手がつけられていない。かなり土砂が堆積しており、洪水時は危険である。ヨシやヤナギも繁茂しており、定期的に管理してほしい。	整備計画内において、土砂掘削の予定であり、具体的な掘削方法等については、今後検討していきます。ただし、土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、部分的ですが先行して堆積土砂の撤去などを行っていききたいと思います。	P57「4.2.1(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-50	治水	維持管理	伊知坊橋から平井橋の間は、ヨシがかなり生えており、洪水の邪魔になって溢れるのではないかと。また、切ってもすぐに生えてくるため、二段にして掘削すると生えにくくなるのではないかと。またヨシが茂ると背丈以上になり防犯上も良くないので、ヨシだけでも切ってほしい。洪水が心配なので早急にしてもらいたい。	整備計画内において、土砂掘削の予定であり、具体的な掘削方法等については、今後検討していきます。ただし、土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、部分的ですが先行して堆積土砂の撤去などを行っていききたいと思います。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P81「4.3.3(4)河川に投入・放棄されるゴミ等の対策」	治-4
2-51	治水	外水対策	とにかく中州は早く掘削して欲しい。本当にあぶない。	整備計画内において、土砂掘削の予定であり、具体的な掘削方法等については、今後検討していきます。ただし、土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、部分的ですが先行して堆積土砂の撤去などを行っていききたいと思います。	P57「4.2.1(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-52	治水	維持管理	刈り草は野焼きができない。ビニールハウスが近くにありクレーンが出る。	河川内の野焼きについて、地元住民と消防団が協力・連携して実施しているようであり、その際、状況把握のため出張所へ届け出を出して頂くようお願いしております。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P81「4.3.3(4)河川に投入・放棄されるゴミ等の対策」	治-10
2-53	治水	維持管理	洪水が来ないためか、兩岸の土砂が高くなってきた。	土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、堆積土砂の撤去などを行っていききたいと思います。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P81「4.3.3(4)河川に投入・放棄されるゴミ等の対策」	治-4

植木町住民説明会（吉松）(H23.3.17)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-54	環境	河川環境	泗水のほうでは、掘削した河岸に石を置いて河川公園のように整備しており、同じように整備してほしい。	河川利用については、地域の河川利用の程度やニーズ、地元の維持管理の協力が必要となります。今後、地域の意見としてご相談いただければと思います。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」 P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	環-4
2-55	治水	外水対策	固定堰を撤去し新設堰を計画してほしい。 (合志川4k200山城堰)	整備計画においては、山城堰の改築の予定はありませんが、今後も状況を確認していきます。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-5
2-56	治水	維持管理	専用道の一方通行又は離合箇所の設置を待つ (合志川5k000～5k200右岸)	堤防は洪水から地域の安全を確保するためのものであり、道路通行が主目的ではありません。必要があれば自治体と協議し、兼用道路とすることも考えていきます。なお、河川管理上、必要な箇所には、離合箇所を設けているところもあります。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-11
2-57	治水	外水対策	伊知坊橋までの中州の掘削を強く要請する。 (合志川5k200舟島橋)	整備計画内において、土砂掘削の予定であり、具体的な掘削方法等については、今後検討していきます。ただし、土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、部分的ですが先行して堆積土砂の撤去などを行っていきたいと思います。	P57「4.2.1(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-58	治水	外水対策	改修を急ぐべきである。 (合志川5k200平島堰)	整備計画内にて実施する予定です。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-5
2-59	治水	外水対策	土砂の掘削を早めにしてほしい。 (合志川5k600～6k000平井橋上下地域)	整備計画内において、土砂掘削の予定であり、具体的な掘削方法等については、今後検討していきます。ただし、土砂堆積の進行が顕著な箇所については、緊急性や必要性などに応じて、部分的ですが先行して堆積土砂の撤去などを行っていきたいと思います。	P57「4.2.1(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4

地元要望に対する回答

～山鹿市沿川区長～

山鹿市区長説明会(H23.3.18)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-60	利水	水利用	岩野川合流点の30k下流の山のでこぼこがあるところにポンプを置いて水を引いている。くぼんだところにあるため、水がよどんで泥がたまり、1時間くらいで水が引けなくなる。最近では、土砂が堆積して島のようにになっている。何とかして整備できないか。	用水については、利水者で対応をお願いしています。	P54「3.5河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」 P56「4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」 P78「4.3.2(1)河川流量の監視及び取水量等の把握、水利使用者との情報連絡体制の構築」	利-2
2-61	治水	外水対策	5k付近(樺井地区)の堤防はいつ完成するか。	平成21年に県と調整し、国交省において県の管理する道路高と同じ高さの小さな堤防を整備しました。現在、県において下流から道路を整備されており、道路整備の状況及び上下流の治水能力のバランスを見ながら堤防整備を行っていく予定です。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-7
2-62	治水	維持管理	竹林は伐採しても1年で生えてきて、2、3年で元どおりになる。毎年切らないと意味がない。また、山鹿南部大橋付近の伐採はしないのか。	伐採時には、できる限り抜根や地面の整正も行っていきます。また、伐採した箇所については、引き続き、状況を見ながら必要に応じて対応していきたいと思います。山鹿南部大橋付近については、繁茂する樹木などが堤防や護岸に損傷を与える可能性があるなど、必要に応じて対応を対応していきたいと思います。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-63	治水	維持管理	中川橋の駐車場のところに遊歩道が整備しているが、数年で草が覆ってしまっている。管理できないのか。	行政だけで管理していくことは非常に難しいので、地元の方々と協力して管理できればと考えています。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	治-4

山鹿市区長説明会(H23.3.18)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-64	環境	河川利用	山鹿大橋付近の整備された箇所は、使う人達が管理すべきだが、草刈機などの道具を使えない人が多い。管理は国と地元とお互いでやるとは言っているが、管理できない(しない)人だけが整備箇所を使用しているように思える。	山鹿大橋左岸上流は、山鹿市において管理されています。公園の除草などを含む管理は、山鹿市と地元団体が協働で管理をされています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	環-6
2-65	治水	維持管理	中川橋の周辺では、堤防沿いに土砂を積んでおり、それを冬場は野焼きしている。野焼きをすると灰が飛んで苦情が出る。野焼きをせずに済むよう、ヨシが生えないような整備はできないのか。	河川内の野焼きについては、地元住民と消防団が協力・連携して実施しているようです。河道内のヨシ等の繁茂については、事務所としても除去に苦慮しており、行政だけで管理していくことは非常に難しいので、地元の方々と協力して管理できればと考えています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-10
2-66	治水	維持管理	合志川の芦原橋付近では重機が入って整備しているが、こちらでも同じようにできないか。	平成22年度に、合志川の一部で、堆積土砂の撤去や、樹木等の撤去を行いました。今後も、土砂堆積が進行しているなど、緊急性や必要性などに応じて、堆積土砂の撤去などを行っていきたいと思います。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-67	その他		小柳地区の勉強会で住民説明会の報告をして、意見を求めたいと考えている。意見、要望の出し方はどうすればよいか。	パンフレット裏の用紙でも良いし、意見箱と一緒に置いてある用紙を使用しても良いです。意見箱への投入や、菊池川河川事務所へお持ちください。	P82「住民等と協働による河川の総合的な管理」	他-2
2-68	その他		意見、要望を収集した結果は報告するのか。	意見を集約して回答します。回答については、インターネットや意見箱を設置した箇所で掲示を考えています。(本庁、公民館ロビー、総合支所掲示します。)	P82「住民等と協働による河川の総合的な管理」	他-2
2-69	その他		千田川は今回の整備計画の対象となっていないのか。	千田川は県が管理している河川であり、今回の国土交通省が策定する整備計画の対象にはなりません。	P57「4.2.1洪水・高潮対策等に関する整備」	他-1
2-70	環境	河川利用	水に親しみやすくするため、堤防から河川に下りる道(坂路)はお願いできるか。	具体的な場所を含め菊池川河川事務所へご相談ください。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5

山鹿市区長説明会(H23.3.18)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-71	治水	維持管理	草を刈ったままにしてはいけないか。	刈草については、洪水時に河川へ流出し、下流域へ悪影響をおよぼす恐れがありますので、河川外への除去を基本としています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-10
2-72	治水	維持管理	分田橋あたりで被覆の試験施工をやっているが、他の地区でも適用できないのか。	堤防に生える雑草の抑制対策の試験施工を実施しており、効果があれば広げていきたいと思います。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-14
2-73	歴史文化		原案パンフレットには環境、歴史・文化について大きく記載してあるが、予算的にできないことも感じられる。個人のボランティアで協力したいが、経費もかかる。補助はできないか。	具体的な事項があれば、ご相談ください。治水事業は、地域の生命・財産を守るために必要であり、治水対策を進めるにあたり、環境・歴史・文化に配慮しながら基本的に事業を進めています。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	歴-3
2-74	治水	維持管理	ヨシと土砂の堆積があり、川へ行けないので土砂を除去してほしい。(25k400右岸)	整備計画内にて実施する予定です。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-75	利水	水利用	塘川樋門：樋門の川への出口に土砂堆積が堆積している。(27k200左岸)	平成23年5月に排水の支障となりえる堆積土砂の撤去を行いました。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	利-2
2-76	その他		日が当たらずに稲・野菜の生長が悪い。(28k200付近左岸の畑)	具体的な状況がわからないため、菊池川河川事務所にご相談ください。		他-5
2-77	治水	維持管理	土砂堆積ありゴミが溜まりやすい。(28k800右岸)	整備計画内にて掘削を予定しており、状況を見て対応していきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-78	治水	維持管理	護岸が破損しているが大丈夫か。(37k200～400左岸)	現地状況を確認し、必要性・緊急性に応じて対策を検討したいと思います。ご報告ありがとうございます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-14
2-79	治水	河川空間の監視	看板(ゴミ・クズ) (39k000中川橋右岸)	詳細な状況がわからないため、菊池川河川事務所にご相談ください。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-6
2-80	治水	維持管理	土砂が堆積しないようにしてほしい。(合志川3k000分田堰)	治水など河川を管理する上で必要な部分については、堆積土砂の撤去等を実施しますが、利水として対応が必要な部分については、利水者でお願いしています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4

地元要望に対する回答

～植木町住民説明（田底地区）～

植木町住民説明会（田底）(H23.3.22)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-81	環境	環境保全	南島堰の上流で滞留している。竜頭樋管からの排水も逆流して水質が良くない。上流のほうに水を落として還流させて流れるようにできないか。遠賀川でやっているが。	整備計画では実施予定ではありませんが、今後も状況を確認していきます。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」 P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	環-3
2-82	治水	外水対策	山城堰も固定堰であり、改築などの計画はどうなっているのか。また、高齢化のため操作が危険であり、早く改築してほしい。	整備計画においては、山城堰の改築の予定はありませんが、今後も状況を確認していきます。	P58「4.2.1(4)内水対策」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P75「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	治-5
2-83	環境	河川利用	温泉があり、お客が堤防に上り下りする階段が少なく増やして欲しい。トイレもあると良い。	階段については現場を確認して、対応できることについては検討したいと考えています。トイレは国交省では対応できませんが、場所によっては自治体で対応されているところもあります。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5
2-84	環境	環境保全	合志川の汚染が進み、浄化の努力をしているが、なかなか改善しない。国の方で上流から対策をやしてほしい。	合志川の水質は、菊池川水系のなかでは良くない方ですが、環境基準は超えておらず、匂いもなく、それほど悪い状況ではないと感じます。しかし、少しでも改善できるよう今後も引き続き関係自治体や地域住民・NPOと協力して取り組んでいきます。	P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	環-3
2-85	治水	外水対策	山城堰の改築がこの30年間で整備することが難しいのは、これまでの説明でなんとなくわかる。地域にも話しておきたい。	今後とも理解が得られるように説明を続けていきます。	P53「3.4.2洪水はん濫対策に関する目標」 P55「4.1.1洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-5
2-86	治水	維持管理	分田堰の上下流で東側の対岸は200mくらいが除草されている。もう片方もきれいに除草できないか。岩が出ていてやりにくいのか。	堤防の法面等の除草については、年2回を基本に実施しています。分田堰下流の右岸側の菊池市（七城町）の部分は、自治体に除草の委託をしており、自治体の方で適宜実施して頂いています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4

植木町住民説明会（田底）(H23.3.22)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-87	治水	維持管理	7月の河川清掃の行事のとき、合志川の河川敷はヨシが生えてジャングルみたいになっており、参加者がゴミを取ることができない。草を刈った状態で行えるような計画をお願いしたい。	日頃より河川美化活動にご尽力頂きありがとうございます。ヨシ等の繁茂については、事務所としても除去に苦慮しているところであり、具体的な場所等があれば、ご相談ください。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	環-6
2-88	治水	維持管理	舟島橋から平井橋にかけて、堤防上の離合場所を増やしてほしい。	当該通路は河川管理用通路であり、一般道路ではありませんが、現場を確認して検討したいと考えています。市道との兼用道路の可能性も含めて、今後、検討していきます。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-11
2-89	治水	外水対策・ 内水対策・ 高潮対策	30年の計画はいつから始めるのか。予算の問題もあり、30年ではやりきれないのでは。また、掘削してもたまってくる。できることから、やってもらいたい。	整備計画の内容については、一部、着工しているものもありますが、概ね30年としています。現在は山鹿の市街地の洪水対策として菊池川本川の川幅を広げることを優先しています。原則は下流からの整備ですが、局所的に危ないところは下流への影響をみて対応しています。掘削は事業として行う場合と維持管理として行う場合があります。堆積が進んだところは除去する必要がある維持管理としての掘削も合わせて行っていきます。	P52「3.3河川整備計画の対象期間」	治-3
2-90	治水	洪水時の 危機管理	防災事業を行うというが、予算が削減される今、事業着手は難しいのではないか。	防災は生活の根幹であり、必要性は変わらないので、今後とも計画的に取り組んでいきます。	P52「3.3河川整備計画の対象期間」	治-15
2-91	治水	維持管理	迫間川は通るたび、いつもきれいに刈ってあるが、地域に委託しているのか。また高額ではないが草刈に国から補助が出ているとの話を聞く。	除草は国から菊池市に委託し、さらに市から地元へ委託して対応しています。また旧七城町ではコスモス祭りなどに合わせて市が対応しています。地域活性化のための整備と思われます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	環-6
2-92	治水	維持管理	取水口の水路が深い。人が落ちてもしれない。階段・ロープ・はしご等の施設がほしい。 (合志川3k000付近)	現地状況を確認し、必要性・緊急性に応じて対策を検討したいと思います。	P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	利-3

地元要望に対する回答

～和水町住民説明～

和水町住民説明会(H23.3.23)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-93	治水	河川空間の監視	竈門大橋から江栗までの1kmくらいの区間でアシやカヤが生えており、川に下りるとタイヤなどの不法投棄がある。どのような環境整備を行っていくのか。	注意喚起の看板を設置しているところです。草を刈ればゴミは減ると思われます。様子を見ながら計画的に伐採、掘削を進めていきます。 菊池川では地域の生活のため堤防を開放しており、地区以外の人達が入ってきて、ゴミを捨てていることがあります。この場合は警察に通報しており、国交省では巡視も行っています。できれば地域と監視し合って防止したいと考えています。ゴミの除去は予算をかけて行いますが、その後は皆さんと協力して行っていきたいと考えています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P81「4.3.3(4)河川に流入・投棄されるゴミ等の対策」	治-6
2-94	治水	外水対策	菰田橋の左岸は地域(地権者)との折り合いが付かず整備されていない。水門ができるので、やる必要は無いとの話もあったが、なかなかできない。地域(地権者)のこともあるが、早く整備をお願いしたい。	今後、合意形成しながら用地を買収し進めていきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-7
2-95	利水	水利用	菰田橋下流に下津原第一樋管があるが、樋管から本川までが整備されておらず、土砂が堆積して洪水時に流下阻害となっている。草も生えており、近づきにくい。他のところではきれいに整備してあるが、ここは掘削があるので整備していないのか。	下津原第一排水樋管付近は疎通能力が小さいので、今後土砂掘削を実施していきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	利-2
2-96	環境	河川環境	以前より瀬が少なくなった。また、アユの産卵場を造るため、瀬の頭のところに大きな石を川幅一杯に並べている。並べた石で水位が30cmくらい上がって、上流側で水がよどんでいる。水が流れるというより、たまって落ちているという状況である。また、汚いところに棲む魚が増えた。川は本来流すものであり、本来の姿に戻すべきだ。	必要な瀬や淵を残しながら掘削や伐採を行っていききたいと考えています。	P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」	環-3

和水町住民説明会(H23.3.23)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-97	環境	河川利用	内田川と高速道路の間を鍋田の土で埋めているが、どのように整備するのか。	水防資材の置き場として、土を盛ったりブロックを置いたりしています。スペースは広く確保して地域でも利用できるように盛土しているところです。なお維持管理については、地元へ協力をお願いしたいと思います。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに 関する整備の促進」	環-4
2-98	治水	維持管理	土を埋めているところで現在草を刈っているが、面積が広く、若い人も少なく地元だけでは手に負えない。石などが混ざっていて刈りにくい。地域外からの車による不法投棄の場ともなっている。	地元から「利用できる場所がほしい」とのことでしたので、管理を地元をお願いする方向の上で整備を進めています。利用の範囲を決めて、その範囲を管理してもらえば良く、全域を管理する必要はありません。また、協議をして、町を通じて占用の申請してもらうことになります。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-6
2-99	治水	外水対策	菰田のあたりは、10年経ったら堤防の整備が終わるとの話であったが、残り50mはいつできるのか。全部できないと効果が無い。	まだ、国の土地になっていませんが、方向性は出ており、樋管も作って整備します。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-7
2-100	治水	河川空間の監視	竜門大橋のすぐ上のところで個人的に少しずつ草を刈っている。ゴルフ利用の規制の看板が最近になって立てられたが、どのような経緯か。	河川利用者のケガ防止のため、ゴルフ利用について注意喚起の看板を立てているところです。菊池川流域ではゴルフ練習場としての利用は少ないですが、注意喚起の看板の効果が大きいようです。きれいに草を刈ってもらっていることは感謝しています。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-12
2-101	治水	河川空間の監視	河川敷のゴルフ利用はやめさせてほしい。田んぼなどに入って困る。	ケガ防止のため、注意喚起していきます。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-12
2-102	その他		学識者の意見は聞いているのか。一般の素人の人が大量の文章の整備計画を理解するのは大変である。専門知識のある学識者から出た意見を大勢の住民にどのように啓発していくのか。	学識者からは、学識者懇談会の場にて意見を伺っています。学識者から伺った意見や住民の方から伺った意見については、集約をし、役場や菊池川河川事務所、ホームページ等にて提示します。	P82「5.住民等の協働による河川の総合的な管理」	他-3

和水町住民説明会(H23.3.23)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-103	その他		報道機関には伝えているか。	伝えています。取り上げて記事にしている新聞もあります。	P82「5.住民等と協働による河川の総合的な管理」	他-3
2-104	環境	河川利用	22k付近の和仁川合流のところの船着場の草刈をやっている。地元で行うようになった経緯を調べてもらうことになっているが、わからないか。	事実関係を確認中です。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	環-5
2-105	環境	河川利用	高速道路の横、鍋田の土で埋めているところは、公園にしてもらえないか地域で考えている。工事のどの段階でお願いしたらよいか。	地元で相談してもらった上で、自治体を通じて申請してください。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5
2-106	治水	河川空間の監視	18k200付近、久米野川から150mのところに私有地があり、侵食が進んでいる。洪水というより、水上バイクが原因と思われる。規制はできないか。	ロマン館のところに、地元と一緒に利用のルールを作り、掲示していますが、基本的に自由使用です。水上バイクによる苦情が増えるようであれば、町と相談して対策を考えていきます。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-12
2-107	その他		今回の説明会のように定期的に経過報告をやってほしい。	今後とも地域の方々と意見交換ができるよう努めてまいります。また、出張所もありますので、何かありましたらご相談ください。	P82「5.住民等と協働による河川の総合的な管理」	他-3
2-108	治水	外水対策	大江田地区の堤防工事(菊池川16k000～17k600左岸の畑)は、いつ行うのか。	用地の問題があり、土地収用事業認定という形をとりながら進めています。土地所有者には、引き続き事業理解を得られるように調整しており、早期事業完成に努めます。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-4
2-109	治水	外水対策	菰田橋の改修を早くしてほしい。	整備計画内にて実施します。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-5
2-110	治水	維持管理	建設省の土地である道路沿いの竹を切ってほしい。(雪が降ると困る)(菊池川24k000～24k200左岸)	整備計画内にて実施します。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-4

地元要望に対する回答

～菊池市住民説明～

菊池市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-111	治水	維持管理	東北大震災のような地震が来ても竜門ダムは大丈夫か。	直轄ダムは構造令に則り築造されています。これは過去からの地震などの経験を基に基準を設けています。今回の地震でもダム付近での揺れは震度6強を観測しましたが、直轄ダムは2つのダムで道路に少しクラックが入りましたが重大な支障は生じていません。	P74「4.3.1(3)④地震の巡視、⑤河川管理施設等の災害復旧」	治-13
2-112	治水		ダム下流の管理は国と県でどのような分担になっているのか。	眼鏡橋より上流からダム直下までが県管理区間です。	P50「3.2河川整備計画の対象区間」	治-2
2-113	治水	外水対策	県はダム下流で管理用道路を作らないのか。	(県)ダムがあるため下流の流下能力は満足しており新たに施設を整備する必要はありません。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	治-4
2-114	治水	維持管理	梅雨時は一定の雨が降るとダムからの放流があった際、放流のパトロール車との管理用道路上での離合が困難であり、いつもひやひやしている。管理用道路の整備をお願いしたい。	必要幅については、市を通して要望を伺った上で、最適な対応策を考えていきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-11
2-115	治水	維持管理	河道内の雑木林を切っしてほしいと区内の住民から意見がある。後で正式に要望したい。	ご相談をお伺いし対応について調整します。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-116	治水		今回、国と県双方で整備計画の説明があったが両者の連携はどのようになっているのか。	(県)上下流の流下能力バランスを取りながら、県区間と下流(国の管理区間)との流量と整合が取れるように整備を進めています。	P50「3.2河川整備計画の対象区間」	治-2

菊池市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-117	治水	外水対策	県区間の中州にある清流公園より上流はいつ完成するのか。	(県)平成30年までに完成予定です。	P52「3.3河川整備計画の対象期間、3.4洪水による災害の発生防止または軽減に関する目標」	治-7
2-118	治水	維持管理	木庭堰の改築にあたって、管理を行う我々が堰に降りやすいように階段整備を要望したが反映されていないようである。できる限り住民の要望は反映してほしい。	(県)堰は農政の担当であるが要望は伝えるようにします。	P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」 P75「4.3.1(3)⑥水門、樋門・樋管等の操作管理」	治-4
2-119	治水	維持管理	竜門ダムで要望を出しているが県も予算が厳しいということで聞いてもらえず不満を持っている。七坪川合流後の水があたる箇所を対処してもらいたい。竜門ダムの建設においては、川辺川ダムと異なり住民は大変協力的だったので要望はできる限り聞いてほしい。	(県)県の予算は大変厳しい状況です。ただしダム建設にあたっては協力していただいているのでできる限り市と協力して対応したいです。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P82「5.住民等と協働による河川の総合的な管理」	治-4
2-120	その他		竜門ダムの建設にあたっては、地域住民は協力してきた。これからも要望を聞いて欲しい。	地域の方々の協力には大変感謝しています。	P82「5.住民等と協働による河川の総合的な管理」	他-6
2-121	治水		整備計画の目標規模はなぜ既往2位なのか。今回の地震の例もあるので出来る限り安全度を上げて1位に対応してほしい。	菊池川水系河川整備基本方針では、既往最大(平成2年7月)を目標としています。今回の当面の計画である、整備計画では、既往2位(昭和57年7月)程度の洪水を目標としています。今後も段階的に治水安全度を上げていきます。	P52「3.4洪水による災害発生防止または軽減に関する目標」	治-1
2-122	治水	外水対策	県区間の今年度の事業は、木庭橋付近を一部残して完成か。	(県)一部下流の堤防整備は終わっていますが、維持管理上、継続的に河床掘削も行っています。堤防及び護岸の未整備区間や、掘削の未着手の区間も整備を行っていく予定であり、順次進めていきます。	P57「4.2.1(1)堤防整備、(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4
2-123	治水	維持管理	県区間の堤防管理(除草)は我々の持ち出しや手出しが多い。さらに整備した箇所が増えれば、管理が難しくなる。	(県)堤防の除草は市に依頼をしてやっています。県の維持管理費は非常に少ないので、それを有効に使うようにお願いしています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4

菊池市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-124	治水	維持管理	現在除草は6月と9月にやっているが9月は草が伸びて大変である。できれば夏にやってほしい。	堤防法面の除草は、年2回(出水期の前後)堤防の損傷状況を確認するために実施しており、その実施時期の中でできるだけ雑草が伸びた状態の時に除草しています。また、高水敷の除草は、予算的に実施が難しく、行政だけで管理していくことは非常に難しいので、地元の方々と協力して管理できればと考えています。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-14
2-125	治水	維持管理	国の区間は国が除草をしているが、県の区間は少しの油代で地元が行っている。これから整備により堤防の延長が伸びることで除草をする範囲が増え、ますます大変になる。国のように大型機械を貸し出してもらえないか。	(県)来年度より堤防の除草も維持管理費として予算化する予定です。要望される箇所全てを維持管理費で賄えるかは分かりませんが、できるだけ住民の負担軽減になるようにしていきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」 P71「4.3.1(2)河川管理施設等の機能の維持」	治-4
2-126	環境	河川環境	現在、固定堰を可動化しているが、一部固定のままに残せないか。わざわざ魚道をつくらなくても、魚は遡上すると思う。	整備計画においては流下能力が満足していれば固定堰はそのまま残すようにしています。改築するときは管理者と協議しながら改築方法を検討します。	P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」	環-1
2-127	環境	自然再生	河口の大浜は河床が低下しヘドロが溜まるということで砂を入れるようにすると聞いたが流下能力は大丈夫か。	大浜地区は昔より河床が低下しています。この主な要因は以前行われた砂利採取と考えられます。置砂の量や自然に供給される量はわずかであり部分的に砂州が復元できればと考えています。このことから下流に置砂をしても流下能力が不足するということはありません。また、置砂は流下能力を見ながら実施していきます。	P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」	環-2
2-128	治水	外水対策	堰上流には洪水時に土砂が堆積している。私の家の近くの堰も土砂が堆積し7年間は撤去されていない。一方、河川の土砂は海のものとなり塩分がないため高く売れる。そこで、堰に堆積した土砂について、業者に売るなり、大浜地区に補給する等の活用法を検討してほしい。	現在堆積土砂の掘削で生じた土砂は、築堤に使うようにしています。ただし砂分の場合は築堤に使えないので大浜地区の置砂として使っています。発生土砂については今後も有効利用を図っていきます。また、7年間掘削されていないということですが、必要に応じて、上下流のバランスを見ながら掘削を行っていきます。	P57「4.2.1(2)河道掘削及び樹木伐開」	治-4

地元要望に対する回答

～玉名市住民説明～

玉名市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-129	環境	河川利用	私たちが川を汚さなければ、3年もたてば私たちの子供のときのようなきれいな川が取り戻せるのではないかと。それには住民の方々みんなの河川に対する協力が必要であろう。昔はきれいな水が流れ、現山公園からの有明海の風景も良く、どこかの風景にも引けをとらない。 だから、山麓から滑石の先まで桜でも植えてつなげばいいと思うし、管理上邪魔にならない小さなベンチでもあったら川との触れ合いがあると思う。これも住民でいろんな計画をすれば、国のお金だけでなく、管理にも参加ができるのではないかと。	堤防に植樹をすると、川の水位が上がったときや風の影響などで植えた木で堤防をいためる可能性があり、基本的には植樹できません。ただし、必要な堤防断面を確保した上で、堤防幅に余裕のあるところや背後に山がある箇所のあるところは可能な場合がありますので相談して下さい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-130	環境	環境保全	高度成長期には川の水を単純な日本の成長の機能面だけに使ってきたが、本当にそれでいいのだろうか。大地震が来ても魚をとってしのげるような川にする必要があるのではないのか。	今後とも環境面にも配慮した河川整備を行っていきたいと考えています。		環-3
2-131	環境	自然再生	貝がとれないから海や干潟をしゅんせつして山砂を入れて、2、3年はもつが、また同じような貝が生息できない状況にある。昔は洪水があつて砂が供給されいたが、今あまりにも川をきれいにしてくれたものだから、洪水後はヘドロ的なものがずっと流れてしまうというような状況にある。	今後もご意見を聞いていきたいと思います。		環-3

玉名市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-132	その他		河川本来の機能を追求しながら計画と融合させた整備を考えて欲しい。有明海には何本かの大きな川が流れているが、横のつながりが無い。行政でも、玉名市は玉名市だけでなく、八代市、この有明海を取り巻く河川が一体となった総合的な管理計画を立てていかないと、海も川も死んでいく。	今後もご意見を聞いていきたいと思います。	P49「3.1河川整備計画の基本理念」	他-1
2-133	河川	維持管理	山の乱開発について、県と連携して防ぐことはできないのか。	森林の乱開発の規制については、様々な会議で問題になっています。伐採は状況によっては届出が必要であり、伐採については県(振興局)の方で把握し、振興局とも情報を共有していきます。	P68「4.2.2(3)②竜門ダムを活かした水源地域の活性化」	治-9
2-134	環境	河川環境	砂浜復元のため河床を1m上げると聞いているが、潮はどの辺りまで来るのか。またヘドロのたまり方も変わるのか。	菊池川では平均的に河床が2m程下がっているため、部分的に1mくらい河床が上がっても問題ないと認識しています。定期的に河床の測量を行っており、堆積の状況を見ながら実施していきます。もし局所的に非常に大きな堆積傾向にあるところがあれば、情報を教えていただければと思っています。	P56「4.1.4河川整備の実施に関する総合的な考え方」	環-2
2-135	治水	外水対策	河床が仮に1m上がった場合、木葉川の水のはけ方は大丈夫なのか。	木葉川の改修は概ね終わっており、問題はないと考えています。また、定期的に河床の測量を行っており、堆積の状況を見ながら実施していきます。もし局所的に非常に大きな堆積傾向にあるところがあれば、情報を教えていただければと思っています。	P53「上流部の改修による洪水時の流量増によって被害を増大させないように留意して整備を進める」 P55「4.1河川整備の実施に関する基本的な考え方」	治-3
2-136	歴史文化	河川景観	地区には加藤清正の杵、遺跡、記念碑があるが、整備にあたり、記念碑のある場所が撤去されるのではとの懸念がある。そういう史跡を残したいと考えているが、どういふふうに改修するのか。	遺跡は認識しています。文化財保護の面からも市と協議しています。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	歴-1
2-137	歴史文化	河川景観	昔、大浜には松原公園があった。現在は大浜でも一番憩える場所であり、そこを復元したい。	ご相談をお伺いし対応について調整します。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	歴-2
2-138	環境	河川環境	コンクリートの護岸ブロックについては魚がとまれるような石垣に変えてほしい。	今後行う事業については、生態系に配慮した多自然施工の整備を進めていきたいと考えています。	P43「2.2.4(1)河川空間の利用」 P56「4.1.3河川環境の整備と保全」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」	環-1

玉名市住民説明会(H23.3.24)

No.	大分類	中分類	意見	現場回答	回答案	集約番号
2-139	治水	外水対策	高瀬大橋から上流で堤防上の道路が狭い。大型車も通行しており、広げてほしい。	堤防上の道路は本来、河川の管理のために使用するもので一般の道路とは違います。一般の道路と河川管理の道路を兼ねている兼用道路としていたところもあり、道路としての必要性が大きければ、道路管理者と調整して対応することも考えられます。	P55「洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減」	治-11
2-140	環境	河川環境	(パンフレットP3より)シジミが取れなくなったのは、山鹿の河川改修が実施されて流れが速くなり、川底が削られて砂浜がなくなったためか。	高度成長期には、全国的に工事用の材料として川から砂がとられていました。そのため、河床が下がったと考えています。河床が下がったことで潮が入りやすくなり、塩分濃度が上がり、ヤマトシジミの生息範囲が小さくなっているということで、だんだんヤマトシジミが減少しています。それを少しでも回復できないかと、若干ですが砂を入れることで少しずつでも河床を上げていければと思っています。	P66「4.2.2河川環境の整備と保全等」 P79～80「4.3.3河川環境の保全に関する事項」	環-2
2-141	環境	河川利用	防災と生活用水と景観と観光資源が共存すればということをふだんから非常に望んでいる。菊池川では近寄りやすいところ、近寄りにくいところがある。今回こうやって予算が来てだんだん整備されるのは非常にありがたい。1人でも多くの人が菊池川に来てもらって、何とか地域の観光資源にもつながるような流域になってほしい。	今後とも防災、利用、環境のバランスを取り、地域の方々の意見も取り入れ事業を行っていきたいと考えています。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-4
2-142	環境	河川利用	グリーンベルト(高水敷)を利用しているが、雨上がりの後、水がたまりやすくなった。トイレや水道もなく整備してもらえないか。また、勾配があるためスポーツがしにくい。	高水敷については自治体が占用を申請して整備しており、利用上の整備は、国ではなく自治体が行いますので自治体にご相談ください。	P54「3.6河川環境の整備と保全に関する目標」 P66「4.2.2(1)河川環境の整備と保全」 P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5
2-143	利水	水利用	菊池川の河川の環境とか生物の状況とかを考えると、川には一定の水量を常時流さないといけないのではないかな。今の菊池川の水量はかなり減っていると思う。また、河川を管理していく上では、例えば常時何m ³ /sの水は流しますというような決まりはないのか。	目標となる流量を設定しています。極力渇水にならないような形で、竜門ダムから補給はしていますが、これ以上増やすことは難しいと考えています。	P54「3.5河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」 P56「4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」 P78「4.3.2(1)河川流量の監視及び取水水量等の把握、水利使用者との情報連絡体制の構築」	利-1

地元要望に対する回答

～山鹿市住民説明～

山鹿市住民説明会(H23.3.25)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-144	環境	河川利用	河川敷の利用は賛成だが、川の流れを阻害する木を植えたり、ベンチを置いたりするのはなぜか。	密集している場合など流れの阻害になる樹木は伐採しますが、河川敷での利用が行われている箇所では、洪水の阻害の影響が少ない箇所では、日陰ができる程度の木はあっても良いと考えています。ベンチについては、国では設置していないため、利用者が持ち込んだものと思われます。構造令等の基準に反するものは置きませんし、植樹なども基準に基づいて行っています。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに 関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-5
2-145	環境	河川環境	木を植えて良いところはどんなところか。	基本的に流れの阻害になるため、河川内には植樹しませんし、堤防の弱体化につながるため、堤防に植樹は行いません。しかし、堤防の断面に余裕がある等、植樹が可能なのところもありますので、具体には相談して下さい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに 関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-146	環境	河川利用	高水敷を整備してもらってありがたいが、年配の人からトイレを設置して欲しいとの要望があった。以前、千本桜構想というのがあったが、その辺の話は途絶えているのか。私どもでは、山鹿だけということではなくて、菊池、山鹿、玉名、これを「菊池川流域温泉郷」ということで、いろんなところにPRをかけて1つになってやろうということで計画している。何か新しい起爆剤になるようなことをやって、観光活性化につなげたい。	トイレの要望は多くの方から伺っています。国では対応が難しいので自治体のほうに伝えています。桜を植える取り組みについては、堤防をいためる可能性があり、基本的には植樹できません。ただし、必要な堤防断面を確保した上で、堤防幅に余裕のあるところや背後に山がある箇所は可能性があるので相談して下さい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに 関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-147	環境	河川利用	玉名から山鹿までをトレッキングしようとしたが、堤防が途切れているところがある。いつになったら整備するのか、計画はあるのか。	堤防の必要がないところには築堤の計画をしていませんが、必要な箇所については整備計画の中で、堤防の整備を実施します。	P57「4.2.1(1)堤防整備」	環-4
2-148	環境	河川環境	菜の花は自然に自生するので、とてもきれいだ。長い区間菜の花が咲いていた方がよい。	今後もご意見を聞いていきたいと思います。		環-4

山鹿市住民説明会(H23.3.25)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-149	環境	河川利用	ロマン館の下流あたりから山鹿大堰の下あたりまで、川のぼりといった利用はできるのか。	河川では、エンジンの無いものは、基本的に自由に使ってもらってよいですが、エンジン付きのボートを利用される場合は、和水町を中心とした水面利用ルールがあり、利用範囲を決めて、ルールに基づき利用いただいています。なお、イベント等は相談していただければと思います。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-150	環境	河川利用	船が通るように河床の掘削はできないのか。	整備計画で河道掘削を実施する箇所もあるので、相談して下さい。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-151	治水	外水対策	上流側が整備された後、流れが速くなり、さらには堤防が未整備のため水に浸かるようになった。なるべく早くに対応してほしい。	上下流の関係をみながら、影響が下流に及ばないように整備しています。堤防等も整備計画内で実施していきます。	P57「4.2.1(1)堤防整備、 (2)河道掘削及び樹木伐開」	治-3
2-152	環境	河川利用	高水敷(公園)に水が浸かると泥などがたまる。整備した後の維持管理はどうするのか。	整備した高水敷(公園)は山鹿市が管理しており、住民団体と協働で通常の維持管理をされています。 大規模出水時等については、自治体と協議して管理を実施していきます。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	環-6
2-153	環境	河川利用	地区にグラウンドを整備してもらったが、水に浸かると砂が流される。要望すれば砂を入れてもらえるか。	工事で発生する土砂等であれば、土砂の有効活用の点から検討できます。具体的な場所があれば、ご相談ください。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	環-5
2-154	その他		地域住民や漁協の要望を聞いてもらい、うまく進められている。工事のときにも近くの住民の声を聞いてもらっている。ありがたい。	ご協力ありがとうございます。今後もご意見を聞いていきたいと思います。		他-6
2-155	環境	河川利用	女性はトイレがないと出歩きにくい。河川敷を歩いているのは、ほとんど男性である。要望があるので試行的にでもトイレを整備してほしい。	トイレの要望は多くの方から伺っています。国では対応が難しいので自治体のほうに伝えています。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」	環-5

山鹿市住民説明会(H23.3.25)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-156	環境	河川環境	(岩野川) 通行人が橋からゴミを投げ込んでいる。洪水の時には大量にゴミが流れてくる。堤防のところでなく、川の中をきれいにする人を雇ってはどうか。	岩野川だけでなく全体的にゴミが捨てられています。抜本的な対策として、自然を大切にしながらゴミを捨てないように啓発することが重要と考え、看板を立てたり、市町を含めて清流連絡会のようところで啓発活動を行っています。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	環-3
2-157	環境	河川利用	子供にとって川は危険なところとされている。川に親しむために、試行的にアドバイザーを導入してはどうか。住民の理解も深まる。	インストラクターなどにより川の使い方や遊び方を教える取り組みを行っており、今後も続けていきたいです。また、流域体験学習や、川の水質調査など子供たちと一緒に活動する場を提供し、川の大切さを感じてもらっていると思います。それが将来ゴミを捨てないなど、モラルの向上につながっていけばと思っています。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-7
2-158	治水	河川空間の監視	川の中にゴミが大量にある現実になんとか対処できないか。	樹木が伸びて通行人から見えにくい箇所があるとゴミが捨てられやすくなります。整備計画では樹木を刈っていきますので、川を利用し、川をいつも監視できるようにしていきます。同時に意識向上のための啓発活動等も実施していきます。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-6
2-159	治水	河川空間の監視	不法投棄を取り締まる権限のあるレンジャーみたいな仕組みが必要ではないか。	不法投棄者が確認できる場合は本人に連絡したり、タイヤなどの不法投棄は警察に通報し連携して対応しています。	P80「4.3.3(3)河川空間の適切な利用」	治-6
2-160	環境	河川利用	堰を使って水をためて川のぼりはできないか。	今後もご意見を聞いていきたいです。具体的な構想がありましたらご相談ください。	P67「4.2.2(3)①人と川のふれあいに関する整備の促進」 P69「4.2.2(3)③河川景観の維持・形成」	環-4
2-161	治水	維持管理	高水敷は燃やしてよい(野焼き)。	河川内の野焼きについて、地元住民と消防団が協力・連携して実施しているようであり、その際、状況把握のため出張所へ届け出を出して頂くようお願いしております。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	治-12

地元要望に対する回答

～電話・アンケート～

山鹿市鹿本電話協議(H23.3.25)

No.	大分類	中分類	意見	回答	整備計画の該当箇所	集約番号
2-162	その他		鹿本の石淵に住んでいる。今日の地元説明会に行けないため電話をした。河川の草刈りについて契約金を頂いて地元で刈っている。高齢化、時給換算すると安い等からやめたいという話が出ている。入札制度により金額を上げてもらうとか、除草範囲を狭くする等できないか。また、何かアドバイスを頂きたい。	契約の流れとしては、国交省と市、市と地元です。よって、契約等に関しては、窓口としては市と話していただくことになります。	P70「4.3.1(1)河道の維持管理」	他-6

菊池川河川整備計画アンケート調査結果

No.	お住まい	大分類	中分類	意見	回答	集約番号
3-1	植木町	環境	河川利用	河川敷のスポーツ施設が増えれば利用したいと思います。	河川利用については整備計画の中でも記載されている通り、地域の意見を伺いながら検討していきます。	環-5
3-2	植木町	治水	維持管理	できるだけお金を使わない方向で。樹木の伐採は定期的をお願いします。	ご意見伺いました。樹木の伐採については、管理上必要な部分については、実施して参ります。	治-4
3-3	植木町	治水	外水対策	菰田橋の架替の早期実現へ。堤防整備の早期整備。	整備計画内で実施予定です。	治-5
3-4	外水・内水対策	環境	環境保全	河川の改修工事等により従来生存していた魚などの生物の住み場が失われていると言われます。環境に優しい、自然に優しい改修工事をお願いしたい。	生態系に配慮した多自然施工の整備を進めていきたいと考えています。	環-1
3-5	植木町	環境	環境保全	環境にやさしい河川を増やしてほしいと思います。	生態系に配慮した多自然施工の整備を進めていきたいと考えています。	環-1
3-6	植木町	環境	環境保全	小さい頃遊んでもらった生物を大切にしてほしい。環境もタナゴ(シビンチョ)ドンガッチョ子供達が遊べる川作りを共存させてほしい。日本一の春の小川風景を	整備計画の中でも記載されている通り、環境保全についても配慮します。	環-1
3-7	和水町	環境	河川利用 環境保全	22.2km右岸公園(舟着場) 地元が草刈するようになったいきさつを知りたい。 水質汚染の清めるため早目の工事着手を。	事実関係を確認します。	環-6
3-8	和水町	環境	その他	南関町の産廃場は菊池川への支流、本流を汚染します。県、国は福島原発事故のように、安全神話はありません。	ご意見伺いました。	他-3

菊池川河川整備計画アンケート調査結果

No.	お住まい	大分類	中分類	意見	回答	集約番号
3-9	和水町	環境	環境保全	朝から犬の散歩をして河川敷に行くときと水上にアワブクがいっぱい流れているのですが、どこから流れ出しているのかご存知ですか。流してもいいのですか。調べてください。	詳細が分からないので、相談して下さい。	環-3
3-10	和水町	環境	環境保全	・98年3月建設、下津原第一排水樋管。 本流まで河道を設けること、70mくらい埋まって汚いし、流れていない。 ・瀬の頭に巨石を並べて水位が高まっている。 川は流れず澱んでいる。本来自然に流れ、流すものである。	下津原第一排水樋管付近は疎通能力が小さいので、土砂掘削を実施していきます。	環-1
3-11	和水町	環境	環境保全	菰田橋下流や江栗上流、大屋下流(椿井上)などの中央の島を除去して豊かな速い流れを保つようにしてほしい。	中流部については、整備計画内で必要な箇所掘削を実施します。	環-1
3-12	和水町	環境	水面利用	・河川の内側への整備 人が近づけない(水辺へ)。高水敷等。有効な利用計画。伐採。	詳細が分からないので、相談して下さい。	環-5
3-13	和水町	治水	維持管理	合志川左岸 平島橋の上下流 合志川左岸 伊知坊橋の下流山城堰までの間は、危ないと思われます。	整備計画内で実施予定です。	治-4
3-14	和水町	治水	外水対策	堤防工事の優先順位はどうやって決めているのですか。	過去の洪水被害実績などから危険性が高いところから実施します。	治-3
3-15	和水町	治水	外水対策	竈門橋左岸の土地の買収は終わっておりますが、今だに完成していません。すでに竹林になっております。草刈機では手におえません。早急に地権者と話し合いをしてお願いします。	具体的な状況が把握できていないため、一度、ご相談いただければと思います。	治-4
3-16	和水町	治水	外水対策	下津原東区 堤防を早期着工ぜひお願いします。 雨のたびに、住民皆とても不安です。	整備計画内で実施予定です。	治-4
3-17	和水町	治水	維持管理	内藤橋から白石堰までの竹の処理、土砂の処理が必要です。	整備計画内で実施予定です。	治-4

菊池川河川整備計画アンケート調査結果

No.	お住まい	大分類	中分類	意見	回答	集約番号
3-18	和水町	治水	内水対策	菰田橋の樋門の内水、排水の件 動力線を引いてもらい水中ポンプの設置をお願い致します。	堤防については整備計画内で実施予定です。 内水については状況を見て検討します。	治-8
3-19	和水町	治水	外水対策	大江田地区の堤防工事の完成と内藤橋の完成年度をお知らせください。 H23年から区長のため。	目標を平成25年度としています。	治-5
3-20	玉名市	環境	環境保全	私は、繁根木で生れ育った70才代の者ですが、一時目をそらして見るのが、悲しかったニシキ橋あたりの川がきれいになったことを、うれしく思っています。 ただ、そこに、コイが泳いでいますが、水量がなく横泳ぎしたり、背ビレを出しているのを見ると、かわいそうでなりません。せっかくなら、水の深いところに移すか、たっぶりの深さにして下さい。	錦橋付近は整備が終わっており、水量を増やすことや、深くすることは難しいです。鯉の移動については、地域で話しあって下さい。	環-3
3-21	玉名市	環境	河川利用	①砂浜にする事 ②夏は泳げる様に	整備計画内で自然再生事業を行っています。	環-3
3-22	山鹿市	治水	維持管理	①堤防より水が流れ出て、雨のあとは10日以上くらい晴れていても長靴での散歩となります。又、田への流れ込みもあり稲刈時等田の乾きが悪くなるため、未舗装の農道を溝断に溝を干し水路へ水を導いている。どうして多くの水が流れ出るのか不思議ですし、困っています。 一ヶ所は昨年12月に市建設課へお願いし嵩上げの舗装をして頂いた。 ②堤防への上がり取付け道路の舗装状況が悪く合剤で悪い箇所を応急処置しても1週間も維持出来ない。一部を前面舗装をする必要があります。	具体的な状況が把握できていないため、一度、ご相談いただければと思います。	治-14
3-23	山鹿市	治水	外水対策	いつも大変、お世話になっております。約3～4年前に、大根やその他の野菜又、色々な物を洗う、洗い場の前が、土、砂、草、等で、山のように、つかえていましたので、所長の方に書面で、この土、砂、草、等を取り、元の洗い場をお願いしておりましたが、今立派に取り下げにいただいて立派な洗い場に戻りまして有難うございました。 宗方区、新町、中史通、昭和町、今は市中心街まで、1000軒をこす人たちが生活をしていますが、菊池川増水のときは、とくに夜等は、心配でなりません。平成2年の増水のときは菊池川の堤防もほぼ満ぱいとなり、吉田川の新町公民館の上の堤防は、私が見に行ったときは、堤防と水の高さは、水平になっていました、水の流れは、完全に止まっていました。吉田川の3号線の上流熊入地区と北町、松阪町の両側にみずがあふれ出し、壊滅的な被害を与えましたが、今吉田川の方は、コンクリートでかさ上げされましたが、今又あの時も少しでも多くの雨が降るならばと心配でなりません。今私たちが一番願うの事は、山鹿から下流の水の流れを良くして、増水の時、水の高さが、1cmでも下がる様にしたいです。川幅のせまい所、土砂がつかえて川底が上がっている所、雑木、竹、草等、多々あると思いますがどうか川の流れが少しでも早く、海の方へと流れていきます様に、工事を進めていただければ、多くの人達が安心して暮らせる事と思います。色々今後お世話になります。	昭和57年・平成2年の洪水被害については、当方も大きいものであったと認識しております。山鹿市街部の水位低下対策については整備計画にて実施していきます。	治-4

菊池川河川整備計画アンケート調査結果

No.	お住まい	大分類	中分類	意見	回答	集約番号
3-24	山鹿市	環境	河川利用	①川で遊ぶ ②魚たちの分布(豊富な生態) ③そこに住む鳥たちの分布(豊富な生態) ④②③の保護 ⑤美しい泳げるような川 ⑥水辺の整理 紅葉のある吉田川べり 水鳥の遊ぶ吉田川 ⑦ホタル育て人の育成 ⑧川遊び達人の育成 など川に親しむことも進めてほしいです	整備計画の中でも記載されている通り、環境保全についても配慮していきます。また、川で活動している方達の集まりである、菊池川流域連携会議とも連携していきます。	環-3
3-25	山鹿市	治水・環境	洪水時の危機管理	菊池川の水位が心配です。山鹿広報に菊池川の情報で水位を載せてください。また、ごみがまだ捨てられています。頑張ってください。	菊池川の水位については、菊池川河川事務所のホームページや熊本県の防災情報にて情報提供を行っています。不法投棄についても、引き続き啓発活動が続けて参ります。	治-15
3-26	菊池市	環境	水面利用	このダムでは、ボートレースはあるのですが、隣の県の日田市の松原ダムでは、5月にウェイクボードの大会とありますがこのダムでも是非ウェイクボードができるようになれば若い人たちが、それを目当てとした人たち、観光として、レジャーのひとつとして体験できる施設があればいいと思いました。私も海にレジャー程度ですべりに行ったりしていましたが、海水なので体がべたべたになり帰りはお風呂が必要ですが川水なのでさっさとして気持ち良く水あびできていいと思いました。	竜門ダムでは平成5年12月に菊池市において策定された「地域に開かれたダム整備計画書」に基づき、湖面はサイレントスポーツゾーンとして環境に配慮したモーターを使わないサイレントスポーツのゲレンデと位置づけられています。エンジン付きのボートは安全管理上も含めてご遠慮させて頂いております。	環-4
3-27	菊池市	利水	水利用	ダムが出来下流域の方々は田や畑の水の利用がよくなっていますが、地元上流に住む住民は、とても少量の水をなんとかして田や畑に利用しています。なんで地元の住民は、たくさん水を目前にして利用が困難なのでしょうか。結局、取り残された集落には、恩恵がないと思います。上流に住む人にも水をください。	ダムからの取水にあたっては、特定多目的ダム法に基づき、ダム使用権、並びに管理費用負担割合の設定を行った上、取水者に必要な費用をご負担いただいております。また、ダム周辺におきましては、地域に開かれたダムとしての周辺整備を行うとともに竜門ダム水源地域ビジョンによる活動を行うなど、ダム周辺地域を中心とする地域活性化につながるものと期待しております。	利-1
3-28	菊池市	治水	維持管理	菊池市中野瀬区の水田の下河川に竹が多くなり、増水の時には、反対側があぶなくなるので切ってほしいむねの要望がありましたのでぜひお願いします。	当該区間は県管理区間です。県の担当部署へお伝えします。	治-2